

目 次

津市条例

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

津市行政不服審査会条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

津市行政組織条例及び津市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員退職手当基金条例を廃止する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市建築審査会条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市規則

津市地域審議会運営規則を廃止する規則

津市景観規則の一部を改正する規則

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市道路線の区域決定

市道路線の供用開始

津市農業共済家畜共済掛金率

公示送達

公示送達

津市公告

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

津都市計画公園事業の事業認可の公告

都市計画事業の認可変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に係る工事の完了

三重短期大学附属図書館情報システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務に係るプロポーザル

犬の抑留

犬の抑留

都市公園の設置及び供用開始

津市森林整備計画の縦覧

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

猫の抑留

津市上下水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市水道水源保護条例施行規程等の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃津都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃津都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市消防本部訓令

津市火災等予防査察規程及び津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令を廃止する訓令

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市指定文化財の指定

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市公平委員会規則

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

津市再就職者による依頼等の届出に関する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市固定資産評価審査委員会告示

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 6 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 津市固定資産評価審査委員会条例(平成 18 年津市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 法第 432 条第 2 項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条第 2 項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。

第 5 条第 3 項中「、前項各号に掲げる事項のほか」を削り、「氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項に規定する」を「資格を証する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 7 条第 2 項ただし書を削る。

(津市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 津市情報公開条例(平成 18 年津市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに基づく諮問等(第 19 条)」を「審査請求(第 18 条の 2)」に改める。

「第 2 節 不服申立てに基づく諮問等」を「第 2 節 審査請求」に改める。

第2章第2節中第19条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁」を「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条中「前条」を「前条第1項」に、「処分庁又は審査庁」を「実施機関」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23

号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第6条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に、「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項の参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(津市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 津市個人情報保護条例(平成18年津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに基づく諮問等(第41条)」を「審査請求(第40条の2)」に改める。

「第4節 不服申立てに基づく諮問等」を「第4節 審査請求」に改める。

第3章第4節中第41条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第40条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第41条第1項中「又は利用停止等決定等」を「利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部の利用停止等を行うこととする場合

第41条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第42条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る自己情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「開示決定等（審査請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(津市市税条例の一部改正)

第 7 条 津市市税条例 (平成 1 8 年津市条例第 7 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(津市手数料徴収条例の一部改正)

第 8 条 津市手数料徴収条例 (平成 1 8 年津市条例第 7 3 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市長」を「市長等」に改める。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2 (第 2 条、第 3 条関係) 行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) に基づく事務

手数料を徴収する事務	手数料の額	
行政不服審査法第 3 8 条第 1 項及び第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条第 1 項の規定による書面等の写しの交付 (同法を準用する他の法律の規定による交付を含む。)	1 枚につき	白黒 1 0 円
		カラー 2 0 円
行政不服審査法第 3 8 条第 1 項及び第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条第 1 項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 (同法を準用する他の法律の規定による交付を含む。)		
備考 手数料の算定方法については、次のとおりとする。 1 用紙については、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさとする。 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚とする。		

(津市建築審査会条例の一部改正)

第 9 条 津市建築審査会条例 (平成 1 8 年津市条例第 2 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 9 4 条第 1 項」を「第 9 4 条第 1 項前段」に、「を受理した」を「がされた」に改める。

(津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 10 条 津市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年津市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市行政不服審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 4 項の規定に基づき、津市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会の所掌事務は、審査請求に係る諮問に対する答申その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとする。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 3 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、公平不偏の立場において職務を遂行しなければならない。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、審査会を構成する委員の過半数をもって決する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

4 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第4条第5項又は第7条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 8 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 18 年津市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 18 年津市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市職員の給与に関する条例 (平成 18 年津市条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第7条第3項中「標準的な職務の内容は、規則で定める」を「職務の内容は、別表第3及び別表第4の等級別基準職務表に定めるとおりとし、別表第3及び別表第4に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第9条第1項中「毎年1月1日」を「規則で定める日」に改め、「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条第1項及び第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第9条第2項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第24条第2項第2号中「別表第3」を「別表第5」に改める。

第35条第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、「同法」を「法」に改める。

別表第3を別表第5とし、別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 等級別基準職務表（第7条関係）

行政職給料表（技能労務職員及び企業職員を除く。）

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	主査の職務
4 級	担当副主幹の職務
5 級	担当主幹の職務
6 級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務
7 級	1 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び担当参事の職務 3 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 4 久居総合支所副総合支所長の職務
8 級	1 消防長の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）の職務

別表第4 等級別基準職務表（第7条関係）

ア 教育職給料表（一）

職務の級	基準となる職務
1 級	短期大学の助教及び助手の職務
2 級	短期大学の講師の職務
3 級	短期大学の准教授の職務
4 級	1 短期大学の学長の職務 2 短期大学の教授の職務

イ 教育職給料表（二）

職務の級	基準となる職務
1 級	幼稚園の教諭及び養護教諭の職務
2 級	幼稚園の主任の職務
3 級	幼稚園の園長の職務

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 22 年津市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
- (2) 2 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
- (3) 3 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- (4) 4 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- (5) 5 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- (6) 6 号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- (7) 7 号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

第 9 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 10 条第 1 項中「第 7 条及び」を「第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条」に改める。

第 11 条中「第 9 条第 3 項の規定により決定された」を「給与条例第 7 条第 3 項の規定により定められた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日後 1 年間に於いて行われる第 3 条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による昇給に係る同項の規定の適用については、同項中「日以前 1 年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
- 3 改正後の給与条例第 3 5 条第 1 項の規定は、平成 2 8 年 1 2 月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年 6 月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第 2 条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間

(消費生活相談員の配置等)

第 3 条 センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第 4 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第 5 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報

の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市行政組織条例及び津市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 10 号

津市行政組織条例及び津市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
(津市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 津市行政組織条例(平成 18 年津市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとする。

(津市総合計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 津市総合計画審議会条例(平成 18 年津市条例第 309 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 11 号

津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「3 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 12 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年津市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

津市職員退職手当基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 13 号

津市職員退職手当基金条例を廃止する条例

津市職員退職手当基金条例（平成 18 年津市条例第 56 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 14 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「別表第 14」を「別表第 15」に改める。

別表第 10 建築設備に関する確認の項を次のように改める。

建築設備に関する確認	1 件につき	建築設備（小荷物専用昇降機（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 146 条第 1 項第 2 号に規定する小荷物専用昇降機をいう。以下この表において同じ。）を除く。）を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）
		23,000 円
		建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）
		8,000 円
		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合
		10,000 円
		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合
		5,000 円

別表第 10 建築設備に関する完了検査の項を次のように改める。

建築設備に関する完了検査	1 件につき	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	41,000 円
		建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）	24,000 円

別表第 10 建築設備に関する中間検査の項及び工作物に関する中間検査の項を削る。

別表第 13 長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）の項中「ア 認定」を「ア 新築基準（住宅を新築しようとする

場合の基準をいう。以下この表において同じ。)による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「イ 認定」を「イ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「ウ 認定」を「ウ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に改め、同項に次のように加える。

		エ	増改築基準（住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合	
			戸建の場合	75,900円
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	35,700円
			住棟の総戸数が6以上10以下の場合	28,600円
			住棟の総戸数が11以上25以下の場合	22,600円
			住棟の総戸数が26以上50以下の場合	20,200円
			住棟の総戸数が51以上100以下の場合	17,400円
			住棟の総戸数が101以上200以下の場合	16,100円
			住棟の総戸数が201以上300以下の場合	15,300円
			住棟の総戸数が301以上の場合	14,100円
		オ	増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合	
			戸建の場合	10,100円
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	4,000円
			住棟の総戸数が6以上10以下の場合	3,600円
			住棟の総戸数が11以上25以下の場合	2,000円
			住棟の総戸数が26以上50以下の場合	1,900円
			住棟の総戸数が51以上100以下の場合	1,600円
			住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,300円
			住棟の総戸数が201以上300以下の場合	1,100円
			住棟の総戸数が301以上の場合	900円

別表第13 長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項中「ア 認定」を「ア 新築基準による審査を要する住宅に

係るもので、認定」に、「イ 認定」を「イ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「ウ 認定」を「ウ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に改め、同項に次のように加える。

		エ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合	戸建の場合	65,800円
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	32,400円
			住棟の総戸数が6以上10以下の場合	26,100円
			住棟の総戸数が11以上25以下の場合	20,600円
			住棟の総戸数が26以上50以下の場合	18,900円
			住棟の総戸数が51以上100以下の場合	16,500円
			住棟の総戸数が101以上200以下の場合	15,300円
			住棟の総戸数が201以上300以下の場合	14,600円
			住棟の総戸数が301以上の場合	13,400円
		オ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合	戸建の場合	10,100円
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	4,000円
			住棟の総戸数が6以上10以下の場合	3,600円
			住棟の総戸数が11以上25以下の場合	2,000円
			住棟の総戸数が26以上50以下の場合	1,900円
			住棟の総戸数が51以上100以下の場合	1,600円
			住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,300円
			住棟の総戸数が201以上300以下の場合	1,100円
			住棟の総戸数が301以上の場合	900円

別表第13 認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）の項中「ア 認定」を「ア 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「イ 認定」を「イ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「ウ 認定」を「ウ 新築基準

による審査を要する住宅に係るもので、認定」に改め、同項に次のように加える。

			エ	増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合	
				戸建の場合	43,000円
				住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	19,900円
				住棟の総戸数が6以上10以下の場合	16,100円
				住棟の総戸数が11以上25以下の場合	12,300円
				住棟の総戸数が26以上50以下の場合	11,100円
				住棟の総戸数が51以上100以下の場合	9,500円
				住棟の総戸数が101以上200以下の場合	8,700円
				住棟の総戸数が201以上300以下の場合	8,200円
				住棟の総戸数が301以上の場合	7,500円
			オ	増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合	
				戸建の場合	10,100円
				住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	4,000円
				住棟の総戸数が6以上10以下の場合	3,600円
				住棟の総戸数が11以上25以下の場合	2,000円
				住棟の総戸数が26以上50以下の場合	1,900円
				住棟の総戸数が51以上100以下の場合	1,600円
				住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,300円
				住棟の総戸数が201以上300以下の場合	1,100円
				住棟の総戸数が301以上の場合	900円

別表第13 認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項中「ア 認定」を「ア 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「イ 認定」を「イ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「ウ 認定」を「ウ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に改め、同項に次のように加え

る。

エ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合

戸建の場合	37,900円
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	18,200円
住棟の総戸数が6以上10以下の場合	14,800円
住棟の総戸数が11以上25以下の場合	11,300円
住棟の総戸数が26以上50以下の場合	10,400円
住棟の総戸数が51以上100以下の場合	9,100円
住棟の総戸数が101以上200以下の場合	8,300円
住棟の総戸数が201以上300以下の場合	7,900円
住棟の総戸数が301以上の場合	7,100円

オ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合

戸建の場合	10,100円
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）の場合	4,000円
住棟の総戸数が6以上10以下の場合	3,600円
住棟の総戸数が11以上25以下の場合	2,000円
住棟の総戸数が26以上50以下の場合	1,900円
住棟の総戸数が51以上100以下の場合	1,600円
住棟の総戸数が101以上200以下の場合	1,300円
住棟の総戸数が201以上300以下の場合	1,100円
住棟の総戸数が301以上の場合	900円

別表第13 認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（譲受人を決定した場合に限る。）の項中「ア 認定」を「ア 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に、「イ 認定」を「イ 新築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定」に改め、同項に次のように加える。

ウ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認

		められていない場合
		戸建の場合
		20,200円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。） の場合
		7,400円
		住棟の総戸数が6以上10以下の場合
		6,100円
		住棟の総戸数が11以上25以下の場合
		4,000円
		住棟の総戸数が26以上50以下の場合
		3,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下の場合
		2,500円
		住棟の総戸数が101以上200以下の場合
		2,100円
		住棟の総戸数が201以上300以下の場合
		1,800円
		住棟の総戸数が301以上の場合
		1,500円
		エ 増改築基準による審査を要する住宅に係るもので、認定の申請 の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認 められている場合
		戸建の場合
		10,100円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。） の場合
		4,000円
		住棟の総戸数が6以上10以下の場合
		3,600円
		住棟の総戸数が11以上25以下の場合
		2,000円
		住棟の総戸数が26以上50以下の場合
		1,900円
		住棟の総戸数が51以上100以下の場合
		1,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下の場合
		1,300円
		住棟の総戸数が201以上300以下の場合
		1,100円
		住棟の総戸数が301以上の場合
		900円

別表第 1 3 に備考として次のように加える。

備考

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の手数料の金額は、この表に掲げる金額に別表第 10 の建築物に関する確認の項に掲げる金額を加算した金額とする。

別表第 1 4 低炭素建築物新築等計画の認定の項中「ア 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認められていない場合」を「ア 認定の申請の前に、

申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、同項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法（以下この表において「簡易な評価方法」という。）であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。」に、

「
イ 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準に適合すると認められている場合
」

を

イ 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。		
非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	93,800 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	157,300 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	254,700 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	332,600 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	399,800 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	469,000 円
ウ 認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準又は認定基準と同等の基準に適合すると認められている場合		

に改め、同表低炭素建築物新築等計画の変更認定の項中「ア 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「変更認定基準」という。）に適合すると認められていない場合」を「ア 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。」に、

「
イ 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により変更認定基準に適合すると認められている場合
」

を

イ 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。		
非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	47,900 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	81,500 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	136,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	180,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	217,200 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	256,100 円
ウ 変更認定の申請の前に、申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により認定基準又は認定基準と同等の基準に適合すると認められている場合		

に改め、同表備考に次のように加える。

9 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項（同法第 5 5 条第 2

項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の手数料の金額は、この表に掲げる金額に別表第 10 の建築物に関する確認の項に掲げる金額を加算した金額とする。

別表第 14 の次に次の 1 表を加える。

別表第 15（第 2 条、第 3 条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく事務

手数料を徴収する事務	手数料の額				
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1件につき	ア 認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、市長が別に定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、同項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法（以下この表において「向上計画に係る簡易な評価方法」という。）であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。			
		一戸建ての住宅		36,800 円	
		共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のもの	36,800 円
				1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	74,500 円
				1 棟の申請戸数が 6 以上 10 以下のもの	104,800 円
				1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	147,500 円
				1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	211,900 円
				1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	303,800 円
				1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	411,500 円
				1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	539,600 円
				1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	633,600 円
		共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	117,900 円	
			床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	194,500 円	
			床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	303,000 円	
			床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え	389,100 円	

		10,000 平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	465,100 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	541,700 円
非住宅建築物		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	260,400 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	415,100 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	590,900 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	724,700 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	854,200 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	975,000 円

イ 認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、向上計画に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。

非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	93,800 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	157,300 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	254,700 円

床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	332,600 円
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	399,800 円
床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	469,000 円

ウ 認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、市長が別に定める機関により認定基準又は認定基準と同等の基準に適合すると認められている場合

一戸建ての住宅			5,000 円
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のもの	5,000 円
		1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	10,100 円
		1 棟の申請戸数が 6 以上 10 以下のもの	17,300 円
		1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	28,900 円
		1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	48,400 円
		1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	86,800 円
		1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	137,400 円
		1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	173,600 円
		1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	185,100 円
	共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	10,100 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円
		床面積の合計が 5,000	

					平方メートルを超え 10,000 平方メートル以 内のもの	137,400 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以 内のもの	173,600 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートルを超える もの	217,000 円
			非住宅建築物		床面積の合計が 300 平 方メートル以内のもの	10,100 円
					床面積の合計が 300 平 方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のも の	28,900 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内 のもの	86,800 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以 内のもの	137,400 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以 内のもの	173,600 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートルを超える もの	217,000 円
			建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の変更認 定	1 件 に つ き	ア 変更認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合 すると認められていない場合において、向上計画に係る簡易な評価方法であ って市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。	
一戸建ての住宅					18,900 円	
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のも の			18,900 円	
		1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの			38,200 円	
		1 棟の申請戸数が 6 以上 10 以下のもの			54,100 円	

		1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	76,600 円
		1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	110,800 円
		1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	160,500 円
		1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	219,500 円
		1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	287,100 円
		1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	335,300 円
	共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	59,900 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	100,100 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	160,200 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	208,300 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	249,900 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	292,500 円
	非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	131,200 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	210,400 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	304,100 円
		床面積の合計が 5,000	

	平方メートルを超え 10,000 平方メートル以 内のもの	376,100 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以 内のもの	444,400 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超える もの	509,200 円

イ 変更認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、市長が別に定める機関により認定基準及び認定基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、向上計画に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。

非住宅建築物	床面積の合計が 300 平 方メートル以内のもの	47,900 円
	床面積の合計が 300 平 方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のも の	81,500 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内 のもの	136,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以 内のもの	180,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以 内のもの	217,200 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超える もの	256,100 円

ウ 変更認定の申請の前に、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、市長が別に定める機関により認定基準又は認定基準と同等の基準に適合すると認められている場合

一戸建ての住宅			3,000 円
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のも の	3,000 円
		1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	6,000 円
		1 棟の申請戸数が 6 以上	10,400 円

		10 以下のもの	
		1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	17,300 円
		1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	29,000 円
		1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	52,000 円
		1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	82,400 円
		1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	104,100 円
		1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	111,100 円
	共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円
	非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円

				床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円
				床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円
				床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円
建築物エネルギー消費性能に係る認定	1 件につき	ア 認定の申請の前に、申請に係る建築物が、市長が別に定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する基準（以下この表において「省エネ基準」という。）及び省エネ基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、同号の規定により定められた簡易な評価方法（以下この表において「消費性能に係る簡易な評価方法」という。）であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。			
			一戸建ての住宅		36,800 円
		共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のもの	36,800 円
				1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	74,500 円
				1 棟の申請戸数が 6 以上 10 以下のもの	104,800 円
				1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	147,500 円
				1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	211,900 円
				1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	303,800 円
				1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	411,500 円
				1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	539,600 円
				1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	633,600 円
			共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	117,900 円
				床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	194,500 円

		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	303,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	389,100 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	465,100 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	541,700 円
非住宅建築物		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	260,400 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	415,100 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	590,900 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	724,700 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	854,200 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	975,000 円

イ 認定の申請の前に、申請に係る建築物が、市長が別に定める機関により省エネ基準及び省エネ基準と同等の基準に適合すると認められていない場合において、消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。

一戸建ての住宅			18,700 円
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のもの	18,700 円
		1 棟の申請戸数が 2 以上	35,300 円

		5 以下のもの	
		1 棟の申請戸数が 6 以上 10 以下のもの	51,200 円
		1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	73,600 円
		1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	111,100 円
		1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	168,100 円
		1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	239,500 円
		1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	309,500 円
		1 棟の申請戸数が 301 以上 のもの	352,100 円
	非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	93,800 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	157,300 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	254,700 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	332,600 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	399,800 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	469,000 円
ウ 認定の申請の前に、申請に係る建築物が、市長が別に定める機関により省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合すると認められている場合			
一戸建ての住宅			5,000 円
共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が 1 のもの	5,000 円
		1 棟の申請戸数が 2 以上 5 以下のもの	10,100 円
		1 棟の申請戸数が 6 以上	17,300 円

		10 以下のもの	
		1 棟の申請戸数が 11 以上 25 以下のもの	28,900 円
		1 棟の申請戸数が 26 以上 50 以下のもの	48,400 円
		1 棟の申請戸数が 51 以上 100 以下のもの	86,800 円
		1 棟の申請戸数が 101 以上 200 以下のもの	137,400 円
		1 棟の申請戸数が 201 以上 300 以下のもの	173,600 円
		1 棟の申請戸数が 301 以上のもの	185,100 円
	共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	10,100 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円
	非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	10,100 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円

			<table><tr><td>床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</td><td>137,400 円</td></tr><tr><td>床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの</td><td>173,600 円</td></tr><tr><td>床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの</td><td>217,000 円</td></tr></table>	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円
床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円								
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円								
床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円								

備考

1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。

2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の手数料の金額は、この表に掲げる金額に別表第 10 の建築物に関する確認の項に掲げる金額を加算した金額とする。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表第１０の改正規定は、同年６月１日から施行する。

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 5 号

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 16 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 18 年津市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「のうち 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を削り、同条第 5 号中「12 歳に達する日」を「15 歳に達する日」に改め、「及び 12 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（障害者（第 1 号ウに該当する者を除く。））、一人親家庭等の児童及び妊産婦を除く。以下「12 歳以上児」という。）」を削り、同条第 6 号中「及び一人親家庭等の児童」を「、一人親家庭等の児童及び子ども」に改める。

第 4 条第 1 項中「（12 歳以上児にあっては、市長が受給資格を有すると認める者）」を削り、同条第 5 項を削る。

第 5 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 17 号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関
する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例（平成 25 年津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）

第 4 章 認知症対応型通所介護

を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針（第 59 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 59 条の 3・第 59 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 59 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 59 条の 6—第 59 条の 20）

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に
関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 59 条の 21・第 59 条の 22）

第 2 款 人員に関する基準（第 59 条の 23・第 59 条の 24）

第 3 款 設備に関する基準（第 59 条の 25・第 59 条の 26）

第 4 款 運営に関する基準（第 59 条の 27—第 59 条の 38）

第 4 章 認知症対応型通所介護

に改める。

第 14 条中「及び第 67 条」を「、第 59 条の 6、第 59 条の 28 及び第 5

9 条の 2 9 」に改める。

第 1 6 条及び第 1 7 条中「第 8 条第 2 3 項」を「第 8 条第 2 4 項」に改める。

第 3 0 条第 2 項及び第 5 4 条第 2 項中「この章」を「この節」に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 5 9 条の 2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5 9 条の 3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第 4 節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時

間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退

を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に本市に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

- 第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者

に対して行う送迎に要する費用

- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) おむつ代

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を

行うものとする。

- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 5 9 条の 1 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 5 9 条の 1 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 5 9 条の 1 4 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 5 9 条の 1 5 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的

計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 5 9 条の 1 8 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 5 9 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第 5 9 条の 1 9 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 第 5 9 条の 1 7 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(3) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第 2 8 条に規定する本市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

（準用）

第 5 9 条の 2 0 第 9 条から第 1 3 条まで、第 1 5 条から第 1 8 条まで、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 1 条及び第 5 3 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「第 5 9 条の 1 2 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 3

4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 5 9 条の 2 1 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 5 9 条の 3 1 第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 5 9 条の 2 2 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5 9 条の 2 3 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が 1 . 5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保され

るために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に本市に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（療養通所介護計画の作成）

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たって

は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（緊急時等の対応）

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 5 9 条の 3 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第 5 9 条の 3 5 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 5 9 条の 3 6 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催するこ

とし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じ

て」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(8) 次条において準用する第５９条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第１０８条中「第７２条、第７４条及び第７７条」を「第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６及び第５９条の１７」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第７４条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第１０９条中「第８条第１９項」を「第８条第２０項」に改める。

第１２７条第２項第７号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に改める。

第１２８条中「第７２条、第７７条」を「第５９条の１１、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで」に、「、第１０４条及び第１０５条第１項から第４項まで」を「及び第１０４条」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に改め、「第４節」との次に「、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」を加え、「、第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第１２９条第１項中「第８条第２０項」を「第８条第２１項」に改める。

第１４８条第２項第８号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に改める。

第１４９条中「第７２条、第７６条、第７７条、第９９条及び第１０５条第１項から第４項まで」を「第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで及び第９９条」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第５９条の１７第１項中「地域密

着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」に改める。

第１５０条第１項中「第８条第２１項」を「第８条第２２項」に改める。

第１５１条第１３項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第１７６条第２項第７号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に改める。

第１７７条中「第７２条、第７６条、第１０５条第１項から第４項まで」を「第５９条の１１、第５９条の１５及び第５９条の１７第１項から第４項まで」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」に改める。

第１８９条中「第７２条、第７６条、第１０５条第１項から第４項まで」を「第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」に改める。

第１９０条中「第１７条の１０」を「第１７条の１２」に改める。

第２０１条第２項第１０号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に改める。

第２０２条中「第７２条、第７４条、第７７条」を「第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７」に、「及び第１００条から第１０６条まで」を「、第１００条から第１０４条まで及び第１０６条」に、「とあり、第７４条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」

を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 8 号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 2 5 年津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 1 9 項」を「第 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 4 項」を「第 8 条第 2 5 項」に改める。

第 3 9 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機

会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第 39 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 40 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 62 条を次のように改める。

第 62 条 削除

第 64 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 8 号の前に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 65 条中「、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条」を「及び第 37 条（第 4 項を除く。）から第 39 条まで」に、「読み替える」を「、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第 85 条第 2 項第 6 号中「第 62 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改める。

第 86 条中「第 38 条」の次に「、第 39 条」を加え、「、第 61 条及び第 62 条」を「及び第 61 条」に改め、「第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と」を加え、「、第 62 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回

数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 19 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 106 条第 1 項中「当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第 2 条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 1 項の畑作物基準共済掛金率）」を「当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 6 項の畑作物危険段階基準共済掛金率）」に改める。

第 109 条中「ごとに、第 2 条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率」を「ごと及び法第 120 条の 15 第 6 項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る畑作物危険段階基準共済掛金率」に改める。

第 110 条第 1 項中「の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する畑作物共済加入者の氏名又は名称（畑作物共済加入者たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）及び住所（畑作物共済加入者たる畑作物共済資格団体にあつては、その代表権を有する者の住所。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該事項から除くものとする。

第 110 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該畑作物共済加入者に係るものに限るものとする。

附 則

1 この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

- 2 改正後の津市農業共済条例の規定は、平成 2 8 年産の畑作物から適用し、平成 2 7 年産の畑作物については、なお従前の例による。

津市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 20 号

津市建築審査会条例の一部を改正する条例

津市建築審査会条例（平成 18 年津市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び議事」を「、議事及び委員の任期」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表阿漕簡耐住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 22 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 10 号中「0.3 ミリグラム」を「0.1 ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「	津市立芸濃小学校	津市芸濃町棕本 5 0 4 7 番地	を
	津市立長野小学校	津市美里町北長野 1 4 3 5 番地	
	津市立高宮小学校	津市美里町足坂 5 8 5 番地	
	津市立辰水小学校	津市美里町家所 2 0 4 5 番地	
」			
「	津市立芸濃小学校	津市芸濃町棕本 5 0 4 7 番地	に
」			

改め、同条第 2 号の表中

「	津市立芸濃中学校	津市芸濃町棕本 5 1 4 7 番地	を
	津市立美里中学校	津市美里町三郷 8 4 番地	
」			
「	津市立芸濃中学校	津市芸濃町棕本 5 1 4 7 番地	に
」			

改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 義務教育学校

名称	位置
津市立みさとの丘学園	津市美里町三郷 8 4 番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 津市職員の給与に関する条例 (平成 1 8 年津市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 6 条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 3 津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (平成 1 8 年津市条例第 2 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

- 4 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例 (平成 1 8 年津市条例第 2 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

(津市通学区域審議会条例の一部改正)

- 5 津市通学区域審議会条例 (平成 1 8 年津市条例第 2 7 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 小学校、中学校及び義務教育学校の校長

第 3 条第 2 項第 3 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(津市暴力団排除条例の一部改正)

- 6 津市暴力団排除条例 (平成 2 3 年津市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「中学校」の次に「 (義務教育学校の後期課程を含む。) 」を加える。

(津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 7 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 2 6 年津市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「小学校」の次に「 (義務教育学校の前期課程を含む。第

18条において同じ。）」を加える。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 24 号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）

種類				離隔距離（c m）				備考
				入力	上方	側方	前方	後方
炉	開放炉	使用温度が 8 0 0 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
		使用温度が 3 0 0 以上 8 0 0 未満のもの	—	1 5 0	1 5 0	2 0 0	1 5 0	
		使用温度が 3 0 0 未満のもの	—	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
	開放炉以外	使用温度が 8 0 0 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
		使用温度が 3 0 0 以上 8 0 0 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
		使用温度が 3 0 0 未満のもの	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0	
	半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2 1 k W 以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては 4 2 k W 以下）	—	1 5 注	1 5	1 5	
		内がま	2 1 k W 以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては 4 2 k W 以下）	—	—	6 0	—	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2 1 k W 以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが 7 0	—	1 5	1 5	
ふろがま	気体燃料	不燃以外						

注：浴槽との離隔距離は 0 c m とするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は 2 c m とする。

			k W以下 であって、 かつ、 ふる用バ ーナーが 2 1 k W 以下)				
		外がまで バーナー 取り出し 口のある もの	2 1 k W 以下(ふる 用以外の バーナ ーをもつ ものでは 当該バー ナーが7 0 k W以下 であって、 かつ、 ふる用バ ーナーが 2 1 k W 以下)	—	1 5	6 0	1 5
		内がま	2 1 k W 以下(ふる 用以外の バーナ ーをもつ ものでは 当該バー ナーが7 0 k W以下 であって、 かつ、 ふる用バ ーナーが 2 1 k W 以下)	—	1 5	6 0	—
	密閉式		2 1 k W 以下(ふる 用以外の バーナ ーをもつ ものでは 当該バー ナーが7 0 k W以下 であって、 かつ、 ふる用バ ーナーが 2 1 k W 以下)	—	2 注	2	2

			屋外用	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当	—	4.5	—	4.5

		該バーナーが70kW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21kW以下)				
	内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—
密閉式		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	—	2
屋外用		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21kW以下)	3 0	4 . 5	—	4 . 5

液体燃料	不燃以外				3 9 k W 以下	6 0	1 5	1 5	1 5				
	不燃				3 9 k W 以下	5 0	5	—	5				
	上記に分類されないもの				—	6 0	1 5	6 0	1 5				
温風暖房機	気体燃料	不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	1 9 k W 以下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5	注 1 : 風道を使用するものにあつては 1 5 c m とする。 注 2 : ダクト接続型以外の場合にあつては 1 0 0 c m とする。		
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	2 6 k W 以下	1 0 0	1 5	1 5 0	1 5			
						2 6 k W を超え 7 0 k W 以下	1 0 0	1 5	1 0 0 注 1	1 5			
					温風を全周方向に吹き出すもの	2 6 k W 以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0			
						強制排気型	2 6 k W 以下	6 0	1 0	1 0 0		1 0	
		不燃	密閉式	強制給排気型	2 6 k W 以下	6 0	1 0	1 0 0	1 0				
					半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	7 0 k W 以下	8 0	5		—	5
								温風を全周方向に吹き出すもの	2 6 k W 以下	8 0		1 5 0	—
					強制排気型	2 6 k W 以下	5 0	5	—	5			
	密閉式	強制給排気型	2 6 k W 以下	5 0		5	—	5					
	上記に分類されないもの					—	1 0 0	6 0	6 0 注 2	6 0			
	厨房設備	気体燃料	不燃	開放式		組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付	1 4 k W 以下	1 0 0	1 5 注	1 5		1 5 注	注 : 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

			こんろ 据置型 レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注
	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリ ル付こんろ・ グリドル付こ んろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こんろ 据置型 レンジ	14kW 以下	80	0	—	0
			据置型 レンジ	21kW 以下	80	0	—	0
	上記に分類されないもの		使用温度 が800 以上の もの	—	250	200	300	200
			使用温度 が300 以上8 00未 満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度 が300 未満のもの	—	100	50	100	50
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを 付けない 場合	7kW以 下	40	4.5	4.5
				フードを 付ける場 合	7kW以 下	15	4.5	4.5
		半密閉式		12kW を超え4 2kW以 下	—	15	15	15
				12kW 以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用		フードを 付けない 場合	42kW 以下	60	15	15
				フードを 付ける場 合	42kW 以下	15	15	15
		不燃	開放式	フードを	7kW以	30	4.5	—

燃	燃				付けない場合	下					
					フードを付ける場合	7 k W以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
		半密閉式				4 2 k W以下	—	4 . 5	—	4 . 5	
		密閉式				4 2 k W以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5	
		屋外用	フードを付けない場合			4 2 k W以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5	
			フードを付ける場合			4 2 k W以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
	液体燃料	不燃以外				1 2 k Wを超え 7 0 k W以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
						1 2 k W以下	4 0	4 . 5	1 5	4 . 5	
		不燃				1 2 k Wを超え 7 0 k W以下	5 0	5	—	5	
						1 2 k W以下	2 0	1 . 5	—	1 . 5	
上記に分類されないもの					2 3 k Wを超える	1 2 0	4 5	1 5 0	4 5		
					2 3 k W以下	1 2 0	3 0	1 0 0	3 0		

スト	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 k W以下	3 0	6 0	1 0 0	4 . 5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には6 0 c mとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	1 9 k W以下	6 0	4 . 5	4 . 5注	4 . 5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 k W以下	1 5	1 5	8 0	4 . 5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	1 9 k W以下	6 0	4 . 5	4 . 5注	4 . 5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	3 9 k W以下	1 5 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9 k W以下	1 5 0	1 5	1 0 0	1 5	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱	3 9 k W以下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0	

					を放散するもの						
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9 k W 以下	1 2 0	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	1 5 0	1 0 0	1 5 0	1 0 0	
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5 . 8 k W 以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			開放式		衣類乾燥機	5 . 8 k W 以下	1 5	4 . 5	—	4 . 5	
	上記に分類されないもの					—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0	
			内部容積が1立方メートル以上のもの	内部容積が1立方メートル未満のもの	—						5 0
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 k W 以下	4 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
					フードを付ける場合	7 k W 以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
				瞬間型	フードを付けない場合	1 2 k W 以下	4 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
					フードを付ける場合	1 2 k W 以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			半密閉式			1 2 k W 以下	—	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			密閉式	常圧貯蔵型		1 2 k W 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
				瞬間型	調理台型	1 2 k W 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	1 2 k W 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			屋外用		フードを付けない場合	1 2 k W 以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
					フードを付ける場合	1 2 k W 以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
			不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 k W 以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5
						フードを付ける場合	7 k W 以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5

給湯湯沸設備	液体燃料	不燃以外	瞬間型	フードを 付けない 場合	1 2 k W 以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5	
				フードを 付ける場 合	1 2 k W 以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
			半密閉式			1 2 k W 以下	—	4 . 5	—	4 . 5
			密閉式	常圧貯蔵型		1 2 k W 以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5
				瞬間型	調理台型	1 2 k W 以下	—	0	—	0
					壁掛け型 、据置型	1 2 k W 以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5
		屋外用	フードを 付けない 場合	1 2 k W 以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5		
			フードを 付ける場 合	1 2 k W 以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5		
		不燃	不燃以外			1 2 k W 以下	4 0	4 . 5	1 5	4 . 5
			不燃			1 2 k W 以下	2 0	1 . 5	—	1 . 5
	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		1 2 k W を超え 4 2 k W以下	—	1 5	1 5	1 5
				瞬間型		1 2 k W を超え 7 0 k W以下	—	1 5	1 5	1 5
			密閉式	常圧貯蔵型		1 2 k W を超え 4 2 k W以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
				瞬間型	調理台型	1 2 k W を超え 7 0 k W以下	—	0	—	0
					壁掛け型 、据置型	1 2 k W を超え 7 0 k W以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを 付けない 場合	1 2 k W を超え 4 2 k W以下	6 0	1 5	1 5	1 5
		フードを 付ける場 合			1 2 k W を超え 4 2 k W以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
		瞬間型		フードを 付けない 場合	1 2 k W を超え 7 0 k W以下	6 0	1 5	1 5	1 5	

					フードを 付ける場 合	12kW を超え7 0kW以 下	15	15	15	15	
	不燃	半密閉式		常圧貯蔵型		12kW を超え4 2kW以 下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kW を超え7 0kW以 下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式		常圧貯蔵型		12kW を超え4 2kW以 下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW を超え7 0kW以 下	—	0	—	0	
					壁掛け型 、据置型	12kW を超え7 0kW以 下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		常圧貯蔵型	フードを 付けない 場合	12kW を超え4 2kW以 下	30	4.5	—	4.5	
					フードを 付ける場 合	12kW を超え4 2kW以 下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを 付けない 場合	12kW を超え7 0kW以 下	30	4.5	—	4.5	
					フードを 付ける場 合	12kW を超え7 0kW以 下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外				12kW を超え7 0kW以 下	60	15	15	15	
		不燃				12kW を超え7 0kW以 下	50	5	—	5	
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmと
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
				バーナーが隠	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5	
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	

	不燃	開放式	バーナーが露出		前方放射型	7 k W以下	8 0	1 5	8 0	4 . 5	注 2：方向性を有するものにあつては 1 0 0 c mとする。
					全周放射型	7 k W以下	8 0	8 0	8 0	8 0	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 k W以下	8 0	4 . 5	4 . 5 注 1	4 . 5	
					強制対流型	7 k W以下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5	
	液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7 k W以下	1 0 0	5 0	1 0 0	2 0	
						自然対流型	7 k Wを超え 1 2 k W以下	1 5 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
							7 k W以下	1 0 0	5 0	5 0	5 0
					強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	1 2 k W以下	1 0 0	1 5	1 0 0	1 5
						温風を全周方向に吹き出すもの	7 k Wを超え 1 2 k W以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
							7 k W以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
		不燃	開放式		放射型	7 k W以下	8 0	3 0	—	5	
						自然対流型	7 k Wを超え 1 2 k W以下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0
							7 k W以下	8 0	3 0	—	3 0
					強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	1 2 k W以下	8 0	5	—	5
						温風を全周方向に吹き出すもの	7 k Wを超え 1 2 k W以下	8 0	1 5 0	—	1 5 0
7 k W以下	8 0	1 0 0	—	1 0 0							
固体燃料					—	1 0 0	5 0 注 2	5 0 注 2	5 0 注 2		
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（ 1 口 ）	5 . 8 k W以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
					卓上型こんろ（ 2 口以上 ） ・グリル付こんろ・グリドル付こ	1 4 k W以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	

				バーナーが隠 ぺい	加熱部が 開放	卓上型 グリル	7 k W以 下	1 0 0	1 5	1 5	1 5
				バーナーが隠 ぺい	加熱部が 隠ぺい	卓上型 オープン・グ リル (フー ドを付 けない 場合)	7 k W以 下	5 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5
						卓上型 オープン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	7 k W以 下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
						炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4 . 7 k W以下	3 0	1 0	1 0	1 0
						圧力調 理器 (内容 積10 リット ル以下)	—	3 0	1 0	1 0	1 0
不 燃	開 放 式			バーナーが露 出		卓上型 こんろ (1口)	5 . 8 k W以下	8 0	0	—	0
						卓上型 こんろ (2口 以上) ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ	1 4 k W 以下	8 0	0	—	0
				バー ナー が隠 ぺい	加熱部が 開放	卓上型 グリル	7 k W以 下	8 0	0	—	0
				バー ナー が隠 ぺい	加熱部が 隠ぺい	卓上型 オープン・グ リル (フー ドを付 けない 場合)	7 k W以 下	3 0	4 . 5	—	4 . 5

						卓上型 オープン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	7 k W以 下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
						炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4 . 7 k W以下	1 5	4 . 5	—	4 . 5	
						圧力調 理器 (内容 積10 リット ル以下)	—	1 5	4 . 5	—	4 . 5	
移動式 こんろ	液体燃 料	不燃以外					6 k W以 下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	
		不燃					6 k W以 下	8 0	0	—	0	
		固体燃料					—	1 0 0	3 0	3 0	3 0	
電気温 風機	電気	不燃以外					2 k W以 下	4 . 5 注	4 . 5 注	4 . 5 注	4 . 5 注	注：温風の 吹き出し 方向にあ っては6 0 c mと する。
		不燃					2 k W以 下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調 理用機 器	電気	不燃以外	電気こんろ、電 気レンジ、電磁 誘導加熱式調理 器(こんろ形態 のものに限る。)	こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	4 . 8 k W以下 (1口当 たり2 k Wを超え 3 k W以 下)	1 0 0	2	2	2	注1：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 (こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器でない 場合にお ける発熱 体の外周 からの距 離)を示 す。 注2：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 (こんろ		
					—	—	2 0 注1	—	2 0 注1			
					—	—	1 0 注2	—	1 0 注2			
					4 . 8 k W以下 (1口当 たり1 k Wを超え 2 k W以 下)	1 0 0	2	2	2			
					—	—	1 5 注1	—	1 5 注1			
					—	—	1 0 注2	—	1 0 注2			
					4 . 8 k W以下 (1口当 たり1 k W以下)	1 0 0	2	2	2			
					—	—	1 0 注1 注2	—	1 0 注1 注2			
					こんろ部 分の全部 が電磁誘	5 . 8 k W以下 (1口当	1 0 0	2	2		2	

				導加熱式調理器のもの	たり 3 . 3 k W 以下)	—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4 . 8 k W 以下 (1 口当たり 3 k W 以下)	8 0	0	—	0	
						—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5 . 8 k W 以下 (1 口当たり 3 . 3 k W 以下)	8 0	0	—	0	
						—	0 注 2	—	0 注 2	
電気天火	電気	不燃以外			2 k W 以下	1 0	4 . 5 注	4 . 5 注	4 . 5 注	注 : 排気口面にあつては 1 0 c m とする。
		不燃			2 k W 以下	1 0	4 . 5 注	—	4 . 5 注	
電子レンジ	電気		不燃以外	電熱装置を有するもの	2 k W 以下	1 0	4 . 5 注	4 . 5 注	4 . 5 注	注 : 排気口面にあつては 1 0 c m とする。
			不燃	電熱装置を有するもの	2 k W 以下	1 0	4 . 5 注	—	4 . 5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4 . 5		
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0		
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
		不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	8 0	1 5	—	4 . 5		
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	8 0	8 0	—	8 0		
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 k W 以下	8 0	0	—	0		
電気乾燥	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 k W 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
		不燃	食器乾燥器	1 k W 以下	0	0	—	0		

器									
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 k W以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	注 1 : 前面に排気口を有する機器にあっては 0 c mとする。 注 2 : 排気口面にあっては 4 . 5 c mとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 k W以下	4 . 5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	1 0 k W以下	4 . 5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	1 0 k W以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市地域審議会運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 号

津市地域審議会運営規則を廃止する規則

津市地域審議会運営規則（平成 18 年津市規則第 257 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 5 号

津市景観規則の一部を改正する規則

津市景観規則（平成 25 年津市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(1) 太陽光発電設備

第 7 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、重点地区（条例第 7 条に規定する重点地区をいう。以下この項において同じ。）の区域においては、第 1 号から第 6 号まで及び第 10 号から第 12 号までの規定は、適用しない。

第 7 条第 2 項第 5 号中「第 11 号」を「第 12 号」に改め、同項第 7 号中「（条例第 7 条に規定する重点地区をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第 9 号中「以下のもの」の次に「（重点地区の区域内における行為を除く。）」を加える。

第 6 号様式（裏）備考中「第 1 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則（平成 2 6 年津市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「以下同じ。）」の次に「又は市長が適切であると認める者」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第 1 条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条に次のただし書を加える。

ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができるときは、当該書類の添付があったものとみなす。

第 2 条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 16 条ただし書中「特定個人情報をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を、「できるとき」の次に「、又は同法第 22 条第 1 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる」とき」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

津市西部クリーンセンター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 3 日までの日	を
津市クリーンセンター おおたか		
津市白銀環境清掃センター		

津市西部クリーンセンター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 3 日までの日	に
津市クリーンセンター おおたか		
津市リサイクルセンター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 3 日までの日	
	(1) 月曜日 (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日	
	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日	

改める。

第 3 条第 1 項の表中

「	津市西部クリーンセンター	午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	を
	津市クリーンセンター おおたか		
	津市白銀環境清掃センター		
	津市安芸・津衛生センター		
」			

「	津市西部クリーンセンター	午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	に
	津市クリーンセンター おおたか		
	津市リサイクルセンター 環境学習センター 及びビジターセンター以外の施設	午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	
	環境学習センター	午前 9 時から午後 5 時まで	
	ビジターセンター	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	
	津市安芸・津衛生センター	午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	
」			

改める。

第 6 条第 2 号中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（処理施設の職員）

第 9 条 処理施設に所長、環境学習センター長（津市リサイクルセンターに限る。）その他必要な職員を置く。

第 1 0 条第 1 号中「又は事務長」を削り、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 環境学習センター長 上司の命を受けて環境学習センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 1 号様式中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

第 3 号様式中

「

時 刻		年 月 日	
回 数		車 番	
ごみ種			
地 区			
搬入 区分			
処理 区分			

」

を

日 時			
車 番		回 数	
ごみ種 区分			
地 区			
ごみ種			
所 属			

に

」

改め、「津市（白銀環境清掃センター）」を削る。

改め、「津市（白銀環境清掃センター）」を削る。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 61 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 10 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項第 2 号中「職員）」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。））」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 1 号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地		(郵便番号 —)			
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
		看護小規模多機能型居宅介護				
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
		介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護						

を

指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地		(郵便番号 —)			
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
		看護小規模多機能型居宅介護				
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
		介護予防小規模多機能型居宅介護				
		介護予防認知症対応型共同生活介護				

に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
申請者 名 称 印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号						
申 請 者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の 所在地		(郵便番号 —) (ビルの名称等)					
	連絡先	電 話 番 号		FAX番号				
	法人の種別		法人所轄庁					
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名	フリガナ 氏名		生年月日			
	代表者の住所		(郵便番号 —)					
	事業所等の所在地		(郵便番号 —)					
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	同一所在地において行う事業の種類			実 施 事 業	指定申請をする事 業の事業開始予定 年月日	既に指定を受けて いる事業の 指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
		夜間対応型訪問介護						
		地域密着型通所介護						
		認知症対応型通所介護						
		小規模多機能型居宅介護						
		認知症対応型共同生活介護						
		地域密着型特定施設入居者生活介護						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
		看護小規模多機能型居宅介護						
	介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護						
		介護予防小規模多機能型居宅介護						
		介護予防認知症対応型共同生活介護						
	介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名								
医療機関コード等								

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 2 号

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の給与の支給に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 5 級の項中「津市白銀環境清掃センター所長」を「津市リサイクルセンター所長」に、「津市クリーンセンターくもず事務長」を「津市クリーンセンターくもず所長、津市一般廃棄物最終処分場所長」に改める。

(津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

別表条例第 1 2 条に規定する手当の項中「白銀環境清掃センター」を「リサイクルセンター」に改め、「クリーンセンターくもず」の次に「、一般廃棄物最終処分場」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 3 号

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 4 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別記 2 4 の項から 3 1 の項までを次のように改める。

2 4	徴収猶予申請書	法第 1 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに条例第 9 条第 1 項及び第 3 項
2 5	徴収猶予承認通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 1 項
2 6	徴収猶予申請却下通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 2 項
2 7	徴収猶予取消通知書	法第 1 5 条の 3 第 3 項
2 8	徴収猶予期間延長申請書	法第 1 5 条第 4 項及び第 1 5 条の 2 第 3 項並びに条例第 9 条第 5 項
2 9	徴収猶予期間延長承認通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 1 項
3 0	徴収猶予期間延長申請却下通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 2 項
3 1	換価の猶予申請書	法第 1 5 条の 6 第 1 項及び第 1 5 条の 6 の 2 第 1 項並びに条例第 1 2 条第 5 項

別記 3 1 の項の次に次のように加える。

3 1 の 2	換価の猶予承認（決定）通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 1 項、第 1 5 条の 5 の 2 第 3 項及び第 1 5 条の 6 の 2 第 3 項
3 1 の 3	換価の猶予申請却下通知書	法第 1 5 条の 2 の 2 第 2 項及び第 1 5 条の 6 の 2 第 3 項

31の4	換価の猶予取消通知書	法第15条の3第3項及び第15条の6の3第2項
31の5	換価の猶予期間延長申請書	法第15条第4項、第15条の6第3項及び第15条の6の2第2項並びに条例第12条第7項
31の6	換価の猶予期間延長承認（決定）通知書	法第15条の2の2第1項、第15条の5の2第3項及び第15条の6の2第3項
31の7	換価の猶予期間延長申請却下通知書	法第15項の2の2第2項及び第15条の6の2第3項

別記60の項中「第10条の2」を「第10条の3」に改める。

第6号様式、第8号様式から第10号様式まで及び第15号様式その2中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「、決定」を「、裁決」に改める。

第17号様式及び第18号様式を次のように改める。

担保提供書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（納税者・特別徴収義務者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

電 話 番 号

次の担保を 徴収猶予 換価の猶予 を受けるために提供します。

提供 する 担保	種 類		数 量		価 格		所在地		所有者の氏名		
					円						
	保証 人の 保証	氏 名（名 称）			住所（所在地）			電話番号		備 考	
納付 （納入） すべき 徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考		
					円	円	円	円			
	合 計										
上記のうち、猶予を受けようとする金額											
添付する書類											

上記の担保を提供することに同意します。

所有者（担保提供者）

収 入

住 所（所在地）

印 紙

氏 名（名 称）

印

印

電 話 番 号

（ 不動産等が第三者の所有物である場合には、
その所有者が記名押印してください。 ）

納税保証書

年 月 日

（宛先）津市長

保証人

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

電 話 番 号

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

電 話 番 号

次の者の徴収猶予又は換価の猶予に係る猶予を受けようとする金額については、^私私も
^が
 連帯保証人が連帯して納税を保証します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
				電話番号					
納付 （納入） すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予を受けようとする金額									
添付する書類									
備 考									

第 2 4 号様式から第 3 1 号様式までを次のように改める。

第24号様式(第21条関係)

徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

申請者(納税者・特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

印

個人(法人)番号

電 話 番 号

次のとおり徴収猶予を申請します。

納付 (納入) すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予を受けようとする金額									
猶予を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間				
法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実					☐ 災害・盗難 ☐ 疾病・負傷 ☐ 事業の休廃止 ☐ 事業損失 ☐ その他				
一時に納付し、又は納入することのできない事情の詳細									
納付 (納入) 計画	年月日	金 額		年月日	金 額		年月日	金 額	
		円			円			円	
担保の提供					☐ 有 ☐ 無				
担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情									
添付する書類					☐ 財産目録 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産収支状況書 ☐ 担保提供書(第17号様式) ☐ 納税保証書(第18号様式) ☐ その他				

第25号様式（第21条関係）

徴収猶予承認通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予の申請については、次のとおり承認しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）								
				氏名（名称）								
猶予を承認した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考			
					円	円	円	円				
	合 計											
猶予を承認した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間								
猶予を承認した理由												
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		納期限		金 額	
			円				円				円	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第26号様式（第21条関係）

徴収猶予申請却下通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予の申請については、次のとおり却下しましたので通知します。

なお、却下に係る未納の徴収金については、至急納付（納入）してください。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
納付 （納入） すべき 徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予を受けようとした金額									
猶予を申請した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
却下の理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第27号様式（第21条関係）

徴収猶予取消通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で承認をした徴収猶予については、
次のとおり取り消しましたので通知します。

なお、取消しに係る未納の徴収金については、至急納付（納入）してください。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
猶予を取り消した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
取消しの理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第28号様式（第21条関係）

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（納税者・特別徴収義務者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

個人（法人）番号

電 話 番 号

次のとおり徴収猶予に係る猶予期間の延長を申請します。

納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予期間の延長を受けようとする金額									
猶予期間内に納付し、又は納付することができないやむを得ない理由									
猶予の承認を受けている期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間				
猶予期間の延長を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間				
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		
			円				円		円
担保の提供					☐ 有 ☐ 無				
担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情									
添付する書類					☐ 財産目録 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産収支状況書 ☐ 担保提供書（第17号様式） ☐ 納税保証書（第18号様式） ☐ その他				

徴収猶予期間延長承認通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予に係る猶予期間の延長の申請
については、次のとおり承認しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
猶予期間の延長を承認した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
猶予期間の延長を承認した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
猶予期間の延長を承認した理由									
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		
			円				円		円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第30号様式（第21条関係）

徴収猶予期間延長申請却下通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予に係る期間延長の申請について、次のとおり却下しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予期間の延長を受けようとした金額									
猶予期間の延長を申請した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
却下の理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第31号様式（第21条関係）

換価の猶予申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（納税者・特別徴収義務者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

個人（法人）番号

電 話 番 号

次のとおり換価の猶予を申請します。

納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	合 計	備 考			
					円	円	円	円				
	合 計											
上記のうち、猶予を受けようとする金額												
猶予を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間							
猶予に該当する事実					☐ 災害・盗難 ☐ 疾病・負傷 ☐ 事業の休廃止 ☐ 事業損失 ☐ その他							
一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細												
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		納期限		金 額	
			円				円				円	
担保の提供					☐ 有 ☐ 無							
担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情												
添付する書類					☐ 財産目録 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産収支状況書 ☐ 担保提供書（第17号様式） ☐ 納税保証書（第18号様式） ☐ その他							

第 3 1 号様式の次に次の 6 様式を加える。

第31号様式の2（第21条関係）

換価の猶予承認（決定）通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予の申請については、次のとおり承認（決定）しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）								
				氏名（名称）								
猶予を承認（決定）した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督促 手数料	延滞金	合 計	備 考			
					円	円	円	円				
	合 計											
猶予を承認（決定）した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間								
猶予を承認（決定）した理由												
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		納期限		金 額	
			円				円				円	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第31号様式の3（第21条関係）

換価の猶予申請却下通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予の申請については、次のとおり却下しましたので通知します。

なお、却下に係る未納の徴収金については、至急納付（納入）してください。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
納付（納入） すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	円
	合 計								
上記のうち、猶予を受けようとした金額									
猶予を申請した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
却下の理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第31号様式の4（第21条関係）

換価の猶予取消通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で承認をした換価の猶予については、次のとおり取り消しましたので通知します。

なお、取消しに係る未納の徴収金については、至急納付（納入）してください。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
猶予を取り消した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
取消しの理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第31号様式の5（第21条関係）

換価の猶予期間延長申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（納税者・特別徴収義務者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

個人（法人）番号

電 話 番 号

次のとおり換価の猶予に係る猶予期間の延長を申請します。

納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	備 考
					円	円	円	円	
	合 計								
上記のうち、猶予期間の延長を受けようとする金額									
猶予期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由									
猶予の承認を受けている期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間				
猶予期間の延長を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで 月間				
納付（納入）計画	納期限		金 額		納期限		金 額		
			円				円		円
担保の提供					☐ 有 ☐ 無				
担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情									
添付する書類					☐ 財産目録 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産収支状況書 ☐ 担保提供書（第17号様式） ☐ 納税保証書（第18号様式） ☐ その他				

第31号様式の6（第21条関係）

換価の猶予期間延長承認（決定）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予に係る期間延長の申請については、次のとおり承認（決定）しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
猶予期間の延長を承認（決定）した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額 円	督促 手数料 円	延滞金 円	合 計 円	備 考
	合 計								
猶予期間の延長を承認（決定）した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
猶予期間の延長を承認（決定）した理由									
納付（納入）計画	納期限		金 額 円		納期限		金 額 円		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第31号様式の7（第21条関係）

換価の猶予期間延長申請却下通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予に係る期間延長の申請については、次のとおり却下しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）				住所（所在地）					
				氏名（名称）					
納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額 円	督促 手数料 円	延滞金 円	合 計 円	備 考
	合 計								
上記のうち、猶予期間の延長を受けようとした金額									
猶予期間の延長を申請した期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
却下の理由									
備 考									

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第32号様式の2及び第32号様式の3中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「この審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第33号様式その1から第33号様式その3までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第38号様式その1（裏）中「○ 異議申立て」を「○ 不服がある場合」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第38号様式その2（表）中「法人番号」を「管理番号」に改め、同様式（裏）中「○ 異議申立て」を「○ 不服がある場合」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第41号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第43号様式その1から第43号様式その5までの規定中

「 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。」

「 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。」

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算し

て6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。に

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

第46号様式その1及び第46号様式その2中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第52号様式中「法人番号」を「管理番号」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「この処分」を「処分」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第55号様式その1(2)中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「この処分」を「処分」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第55号様式その2中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第55号様式その3(2)中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「この処分」を「処分」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第56号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「決定」を「裁決」に改める。

第64号様式その1(裏)及び第64号様式その2(裏)中「60日以内に」

を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「6か月以内に」を「6箇月以内に、」に、「この処分」を「処分」に、「異議申立てに対する決定を受けた」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「、決定」を「、裁決」に改める。

第84号様式中「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定書」を「審査請求に対する裁決書」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「、決定」を「、裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 15 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年津市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

津市高野保育園	140人	87人	44人
---------	------	-----	-----

」を

「

津市高野保育園	150人	87人	54人
---------	------	-----	-----

」に改める。

第 1 号様式中「60 日」を「3 箇月」に改める。

第 3 号様式中「30 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を受けた」を「裁決を経た」に、「決定を経ないで」を「裁決を経ないで」に改める。

第 6 号様式中「60 日」を「3 箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 6 号

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 2 0 年津市規則第 4 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたが納められた後期高齢者医療保険料は、次のとおり納め過ぎとなりましたので
還付いたします。

被保険者番号	過誤納発生日	氏名	
		住所	

会計 年度	賦課 年度	徴収 方法	期別	還付額	督促 手数料	延滞金	納付すべき 保 険 料	納付済額	過誤納額	納付日

過誤納額と還付額に差額がある場合には、既に充当等が行われています。

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3箇月以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以
内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起するこ
とができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれか
に該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第４号様式及び第５号様式（裏）中「６０日」を「３箇月」に、「受けた」を「経た」に改める。

第６号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第８号様式中「６０日」を「３箇月」に、「受けた」を「経た」に改める。

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 7 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 2 7 年政令第 3 1 8 号）第 1 条第 2 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 1 5 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 18 号

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成 18 年津市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項第 1 号中「6,000 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号中「13,000 円」を「16,000 円」に改め、同項第 3 号中「20,000 円」を「24,000 円」に改め、同項第 4 号中「26,000 円」を「32,000 円」に改め、同項第 5 号中「33,000 円」を「40,000 円」に改め、同項第 6 号中「38,000 円」を「46,000 円」に改め、同項第 7 号中「43,000 円」を「52,000 円」に改め、同項第 8 号中「48,000 円」を「58,000 円」に改め、同項第 9 号中「53,000 円」を「64,000 円」に改め、同項第 10 号中「58,000 円」を「70,000 円」に改める。

第 35 条第 1 号中「100 分の 150」を「100 分の 160」に、「100 分の 190」を「100 分の 200」に改め、同条第 2 号中「100 分の 80」を「100 分の 75」に、「100 分の 100」を「100 分の 95」に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成 27 年津市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中「100 分の 18.5」を「100 分の 20」に改める。

附則第 3 項中「26,000 円」を「30,000 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 9 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 イの表中

「		「		
	5 5		5 4	
	5 5		5 5	
	5 5		5 5	
	5 5		5 5	
	5 5		5 5	
	5 5		5 5	
	5 6		5 5	
	5 6		5 5	
	5 6	を	5 6	に改める。
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
」		」		

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 27 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 20 号

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市介護保険条例施行規則（平成 18 年津市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（負担割合証の検認等）

第 7 条の 2 前 2 条の規定は、法施行規則第 28 条の 2 第 1 項に規定する負担割合証の検認について準用する。

2 法施行規則第 28 条の 2 第 4 項に規定する申請書は、介護保険負担割合証再交付申請書によるものとする。

第 12 条第 2 項中「第 42 条第 1 項」の次に「及び第 55 条の 2 第 1 項」を加え、「介護保険要介護状態区分変更認定申請書」を「介護保険要介護・要支援認定区分変更申請書」に改める。

第 17 条中「第 44 条第 1 項」の次に「及び第 55 条の 4 第 1 項」を加え、「介護保険要介護状態区分変更認定通知書」を「介護保険要介護・要支援状態区分変更認定通知書」に改める。

第 23 条中「第 42 条第 2 項」を「第 42 条第 3 項」に改め、「100 分の 90」の次に「（法第 49 条の 2 第 2 号の規定が適用される場合にあっては、100 分の 80）」を加える。

第 23 条の 2 中「100 分の 90」の次に「（法第 49 条の 2 第 4 号の規定が適用される場合にあっては、100 分の 80）」を加える。

第 26 条中「（法施行規則第 96 条において準用する場合を含む。）」を「及び第 95 条の 2 第 1 項」に、「居宅サービス計画作成依頼（依頼変更）届出書」を「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」に改める。

第 27 条中「第 47 条第 2 項」を「第 47 条第 3 項」に改める。

第 28 条中「100 分の 90」の次に「（法第 49 条の 2 第 6 号の規定が適用される場合にあっては、100 分の 80）」を加える。

第 29 条中「第 51 条の 3 第 2 項」を「第 51 条の 4 第 2 項」に、「第 51

条の２第２項第１号」を「第５１条の３第２項第１号」に、「法第５１条の２第２項第２号」を「同項第２号」に改める。

第３０条中「第６１条の３第２項」を「第６１条の４第２項」に、「第６１条の２第２項第１号」を「第６１条の３第２項第１号」に、「法第６１条の２第２項第２号」を「同項第２号」に改める。

第３１条第３項中「６月３０日」を「７月３１日」に改める。

第３５条第１項中「第１３条第４項第１号」を「第１３条第５項第１号」に改める。

第３７条の２第１項及び第２項中「第９７条の２の２」を「第９７条の２の４」に改め、同条を第３７条の３とする。

第３７条第１項中「第９７条の２第１項」を「第９７条の２の３第１項」に改め、同条を第３７条の２とし、第３６条の次に次の１条を加える。

（介護保険基準収入額適用申請書等）

第３７条 法施行規則第８３条の２の３及び第９７条の２の２に規定する申請書は、介護保険基準収入額適用申請書によるものとする。

２ 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、適用の可否を決定し、介護保険基準収入額適用（不適用）決定通知書により申請者に通知するものとする。

第３８条中「第５４条第２項」を「第５４条第３項」に改め、「１００分の９０」の次に「（法第５９条の２第２号の規定が適用される場合にあっては、１００分の８０）」を加える。

第３８条の２中「１００分の９０」の次に「（法第５９条の２第４号の規定が適用される場合にあっては、１００分の８０）」を加える。

第３９条中「第５９条第２項」を「第５９条第３項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 21 号

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

津市情報公開条例施行規則（平成 18 年津市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 19 条」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「60 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 8 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 9 号様式中「60 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 10 号様式及び第 11 号様式を次のように改める。

第 1 0 号様式（第 7 条関係）

諮 問 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先）津市情報公開・個人情報保護審査会会長

津市長 （氏 名） 印

次のとおり審査請求がありましたので、津市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定により諮問します。

審査請求の年月日		年 月 日
審査請求の趣旨		
審査請求 に係る開 示決定等 又は開示 請求に係 る不作為	種 類	
	公文書の 件 名	
	公文書の 内 容	
事 務 担 当		
備 考		

第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

諮 問 を し た 旨 の 通 知 書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、津市情報公開条例第 2 0 条の規定により通知します。

諮 問 を し た 日		年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨		
審査請求に係る開示決定等又は開示請求に係る不作為	種 類	
	公文書の件 名	
	公文書の内 容	
事 務 担 当		
備 考		

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 22 号

津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

津市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年津市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 3 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 3 号に規定する課長（同条第 3 項第 1 号）」に改める。

第 6 条第 2 項中「又は同条第 9 項」を「若しくは同条第 9 項」に改める。

第 7 条第 1 号中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、「（以下「免許証等」という。）」を削る。

第 19 条第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 2 号様式中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第 4 号様式から第 6 号様式まで及び第 11 号様式中「60 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 12 号様式中「第 30 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第 14 号様式及び第 15 号様式中「60 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 17 号様式中「第 36 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第 19 号様式及び第 20 号様式中「60 日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 22 号様式及び第 23 号様式を次のように改める。

第 2 2 号様式 (第 1 8 条関係)

諮 問 書

(記 号 番 号)
年 月 日

(宛先) 津市情報公開・個人情報保護審査会会長

津市長 (氏 名) 印

次のとおり審査請求がありましたので、津市個人情報保護条例第 4 1 条第 1 項の規定により諮問します。

区 分		☐ 開示 ☐ 訂正 ☐ 利用停止等
審 査 請 求 の 年 月 日		
審 査 請 求 の 趣 旨		
審査請求に係る 開示決定等、訂 正決定等、利用 停止等決定等又 は開示請求、訂 正 請 求 若 し く は 利 用 停 止 等 請 求 に 係 る 不 作為	種 類	
	請求に係る 自己情報の 記録の内容	
事 務 担 当		
備 考		

第 2 3 号様式 (第 1 8 条関係)

諮 問 を し た 旨 の 通 知 書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、津市個人情報保護条例第 4 2 条の規定に基づき通知します。

区 分	☐ 開示 ☐ 訂正 ☐ 利用停止等	
審 査 請 求 の 年 月 日		
審 査 請 求 の 趣 旨		
審査請求に係る 開示決定等、訂 正決定等、利用 停止等決定等又 は開示請求、訂 正 請 求 若 し く は 利 用 停 止 等 請 求 に 係 る 不 作 為	種 類	
	請求に係る 自己情報の 記録の内容	
事 務 担 当		
備 考		

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 3 号

津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成 2 8 年津市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 消費生活センター（以下「センター」という。）の所掌事務は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項各号に掲げる事務を処理することとする。

(事務を行う日及び時間)

第 3 条 前条の事務を行う日及び時間は、津市の休日を定める条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(職員)

第 4 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

2 所長には、市民交流課長の職にある者をもって充てる。

3 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 津市消費生活センター設置規則（平成 1 8 年津市規則第 2 5 9 号）は、廃止する。

津市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 24 号

津市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 6 号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人と

みなす。

（内部組織の長に準ずる職）

第4条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、三重短期大学学長、消防長、

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第5項第1号に規定する担当理事、久居総合支所長、水道局長、下水道局長、消防次長、津市消防本部の組織に関する規則（平成18年津市規則第217号）第10条第1項に規定する担当理事、会計管理者、三重短期大学事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局選挙担当理事、監査事務局監査担当理事及び農業委員会事務局農地・農業振興担当理事とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第7条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申

し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第 8 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手續）

第 9 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書（別記様式）を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前 5 年間（再就職者が法第 38 条の 2 第 4 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 10 条 法第 60 条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 2 条に定める者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第 11 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地

方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第4条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第12条 法第60条第5号の地方自治法158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定める者とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定める者とする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（宛先）任命権者

地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 (印)		生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)	
勤務先 (営利企業等) の名称		勤務先における地位 (役職等)	
連絡先 TEL (- -) FAX (- -)			
勤務先 (営利企業等) の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日		年	月	日	離職時の職	
離職前 5 年間 () の在職状況等	所属・職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	

申請者が地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名 （ ふ り が な ） （ ）	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄
受理番号
処理結果区分 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下（承認を必要としない。）
承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

年

月

日

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 25 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条第 1 項中「第 1 号様式その 1 又はその 2」を「第 1 号様式」に改める。

第 9 条中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 10 条中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 4 項」に改める。

第 1 号様式その 1 中

「

住 所	電話
-----	----

」を

「

住 所		生年月日	年 月 日	電話	
-----	--	------	-------	----	--

」に、

「

住所	
----	--

」を

「

住所		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

」に改め、同様式を第 1 号様式とする。」

第 1 号様式その 2 を削る。

第 3 号様式その 2（裏）中

「 2 この証は、200 床以上の病院で診療等を受けるときに、医療保険証と一緒に医療取扱機関等の窓口に提出してください。」

3 診療等を受けたときは、医療取扱機関等に一部負担金を支払ってください。

4 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。

- 5 この証を汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したときは、速やかに津市に返してください。
- 7 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、津市に届け出てください。

- 「 2 診療等を受けたときは、医療取扱機関等に一部負担金を支払ってください。
- 3 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。
- 4 この証を汚したり、又は失ったときは、再交付を受けて に改める。ください。
- 5 有効期間を経過したときは、速やかに津市に返してください。
- 6 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、津市に届け出てください。」

第4号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第9号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「振替」を「振込み」に、「銀行名」を「銀行名・支店名」に改める。

第10号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第9条及び第10条の改正規定は、同年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第9条及び第10条の規定は、平成28年9月1日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 26 号

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則（平成 18 年津市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 2 項ただし書中「工期が 150 日未満の工事及び」を削る。

第 52 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 当該請負契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負人又は請負人が構成事業者である事業者団体（以下「請負人等」という。）に対して行われたときは、請負人等に対する命令で確定したものをいい、請負人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、当該請負契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、請負人等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見

積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 当該請負契約に関し、請負人(請負人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 7 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市補助金等交付規則の一部改正)

第 1 条 津市補助金等交付規則 (平成 1 8 年津市規則第 4 4 号) の一部を次のように改正する。

第 5 号様式及び第 9 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 7 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 号様式、第 9 号様式、第 1 2 号様式及び第 1 5 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市生活保護法施行取扱規則の一部改正)

第 3 条 津市生活保護法施行取扱規則 (平成 1 8 年津市規則第 8 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 2 号様式から第 2 4 号様式まで及び第 3 2 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

(津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 4 条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 8 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市老人福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 5 条 津市老人福祉法施行取扱規則 (平成 1 8 年津市規則第 9 4 号) の一部を次のように改正する。

第9号様式、第11号様式、第12号様式、第14号様式及び第17号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

（児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則の一部改正）

第6条 児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則（平成18年津市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第4号様式から第6号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に改める。

（津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正）

第7条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則（平成18年津市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第9号様式から第11号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に改める。

（津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正）

第8条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（平成18年津市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第6号様式から第8号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に改める。

（津市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第9条 津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第8号様式及び第9号様式中「60日」を「3箇月」に、「裁決を受けた」を「裁決を経た」に改める。

第17号様式（裏）、第18号様式（裏）及び第19号様式（裏）中「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「受けた」を「経た」に改める。

第21号様式（表）、第24号様式、第25号様式、第27号様式及び第28号様式中「60日」を「3箇月」に、「裁決を受けた」を「裁決を経た」に改める。

第32号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第122号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の3中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請

求」に改める。

(津市ニューファクトリーひさい工業団地排水施設の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部改正)

第 1 1 条 津市ニューファクトリーひさい工業団地排水施設の設置及び管理に
関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 3 6 号) の一部を次のように
改正する。

第 9 号様式中「 3 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」
に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を受けた」を「裁決を経た」に、
「決定を経ないで」を「裁決を経ないで」に改める。

(津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)

第 1 2 条 津市農林事業分担金等徴収条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1
6 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「 2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌
日から起算して 3 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすること
ができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から
起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提
起することができます。 を

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後で
なければ提起することができないこととされていますが、行政事件
訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、決定を経な
いで、訴えを提起することができます。 」

「 1 法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する法第 3 6 条第 1 項の規
定に基づく金銭の場合

2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌
日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすること
ができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内
に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 地方自治法第 2 2 4 条の規定に基づく分担金の場合

2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌 に

日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式中

「教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。」

「 1 法第96条の4第1項において準用する法第36条第1項の規定に基づく金銭の場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 地方自治法第224条の規定に基づく分担金の場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。 に

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

（津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第8号様式中「30日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を受けた」を「裁決を経た」に、「決定を経ないで」を「裁決を経ないで」に改める。

（津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

（津市火入れに関する条例施行規則の一部改正）

第15条 津市火入れに関する条例施行規則（平成18年津市規則第175号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（津市漁港整備事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第16条 津市漁港整備事業分担金徴収条例施行規則（平成18年津市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式中「30日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

（津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第17条 津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

(平成18年津市規則第196号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第5号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例施行規則(平成18年津市規則第201号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(その3)、第4号様式及び第5号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成18年津市規則第202号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第20条 津市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成18年津市規則第228号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第16号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市危険物規制規則の一部改正)

第21条 津市危険物規制規則(平成18年津市規則第230号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

第6号様式、第8号様式、第9号様式及び第12号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第17号様式中「不許可書」を「不認可書」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則(平成18年津市規則第253号)の一部を次のように改正する。

第3号様式、第6号様式及び第8号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 3 条 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 5 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第 2 4 条 津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則 (平成 2 3 年津市規則第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 5 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市母子保健法施行取扱規則の一部改正)

第 2 5 条 津市母子保健法施行取扱規則 (平成 2 5 年津市規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 5 号様式及び第 6 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市景観規則の一部改正)

第 2 6 条 津市景観規則 (平成 2 5 年津市規則第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 8 号様式、第 1 6 号様式及び第 1 8 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 7 条 津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 2 7 年津市規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部改正)

第 2 8 条 津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則 (平成 2 7 年津市規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

(津市営浄化槽条例施行規則の一部改正)

第 2 9 条 津市営浄化槽条例施行規則 (平成 2 7 年津市規則第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第12号様式、第14号様式、第15号様式、第17号様式、第22号様式及び第23号様式中「30日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を受けた」を「裁決を経た」に、「できないと」を「できないことと」に、「当該決定」を「裁決」に改める。

第26号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（津市延長保育等の実施に関する規則の一部改正）

第30条 津市延長保育等の実施に関する規則（平成27年津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

第4号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則の一部改正）

第31条 津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則（平成27年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「30日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定を受けた」を「裁決を経た」に、「決定を経ないで」を「裁決を経ないで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 28 号

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が別に定める機関による審査)

第 2 条 法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 55 条第 1 項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ市長が別に定める機関により、当該申請に係る法第 53 条第 1 項の低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が必要と認める図書)

第 3 条 省令第 41 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の審査を受け、市長が別に定める機関により低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合すると認められた場合にあっては、当該機関が交付する適合証の原本（申請の際に原本を提示し、添付できない旨の申出をした場合は、その写し）
- (2) 低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）の第 2 の 1 の 1 - 2 の(2)に掲げる事項に該当する住宅である場合にあっては、当該基準に適合すると認められたことを証する認定書等の写し
- (3) 低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する

る法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第４４条第３項の登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合にあっては、当該機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１８号）４の(2)の に掲げる都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における低炭素建築物新築等計画である場合にあっては、当該制限等に適合することを証する書類
- (5) 法第５４条第２項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであるとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）にあっては、同法第１８条の２第１項の規定により三重県知事が同法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（市長が不要と認める図書）

第４条 省令第４１条第３項の市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第２号の規定による認定書等の写しを添えた場合にあっては、当該認定書等において低炭素建築物新築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (2) 前条第３号の規定による住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、品確法第５条第１項の住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書
（建築工事の完了報告）

第５条 法第５５条第１項の認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第５６条の認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、

建築工事完了報告書（第 1 号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築工事完了確認書（第 2 号様式）の写し
- (2) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（建築の取りやめ）

第 6 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとするときは、建築取りやめ申出書（第 3 号様式）に省令第 4 3 条第 2 項の通知書（法第 5 5 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第 4 6 条において準用する省令第 4 3 条第 2 項の通知書）を添えて市長に提出するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 5 5 条第 1 項の規定による変更の認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（第 4 号様式）を市長に提出するものとする。

（軽微な変更）

第 8 条 認定建築主は、省令第 4 4 条の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第 5 号様式）に変更箇所等が分かる図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第 9 条 市長は、法第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 5 5 条第 1 項の規定による変更の認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第 6 号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（改善命令）

第 10 条 市長は、法第 5 7 条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（第 7 号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 11 条 市長は、法第 5 8 条の規定により認定低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第 8 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（ 申出書等の提出部数 ）

第 1 2 条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、それぞれ正本及び副本各 1 部とする。

（ 委任 ）

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

建築工事完了報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了したので報告します。

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が行われた旨を
確認した建築士等

備考

建築工事完了確認書の写しを添付してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

建築工事完了確認書

年 月 日

認定建築主

（氏 名） 様

確認者（ ）

氏名

印

資格等

事業所名等

所在地

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素化のための建築物の建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った設計 図書	照合結果（不適の場合 は、その内容）
躯体の外皮 性能等				
一次エネルギー消費量				
その他低炭 素化に資す る措置				

建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）

第3号様式（第6条関係）

建築取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の建築を取りやめるので申し出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第 4 号様式（第 7 条関係）

認定申請取下届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の規定による認定の
申請を取り下げますので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法律第 5 4 条第 2 項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 取下げ理由

第 5 号様式（第 8 条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑨

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 4 条に規定する軽微な変更をしましたので届け出ます。

認定番号及び年月日	第	号	年	月	日
建築物の位置	津市				
工事の着手予定時期又は 完了予定時期の変更（ 6 箇月以内 ）	旧				
	新				
その他の変更	旧				
	新				
変更の理由					

備考

計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

認定しない旨の通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記の申請については、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

改善命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記の低炭素建築物新築等計画認定について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 7 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

認定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定により認定した
下記の認定低炭素建築物新築等計画について、同法第 5 8 条の規定に基づき
その認定を取り消しましたので、これを通知します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取消し理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津
市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 9 号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が別に定める機関による審査)

第 2 条 法第 2 9 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 3 1 条第 1 項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ市長が別に定める機関により、当該申請に係る法第 2 9 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）が法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

2 法第 3 6 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ市長が別に定める機関により、当該申請に係る建築物が法第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が必要と認める図書)

第 3 条 省令第 1 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第 1 項の審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合すると認められた場合にあっては、当該機関が交付する適合証の原本（申請の際に原本を提示し、添付できない旨の申出をした場合は、その写し）
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下

「品確法」という。)第5条第1項の住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を受け、同項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が同項の評価方法基準(以下「評価方法基準」という。)に適合すると認められた場合(法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)にあつては、品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書の写し

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が、品確法第44条第3項の登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定(以下「住宅型式性能認定」という。)を受けた型式に適合する場合にあつては、当該機関が交付する住宅型式性能認定書(以下「住宅型式性能認定書」という。)の写し

- (4) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであるとき(同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)にあつては、同法第18条の2第1項の規定により三重県知事が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第7条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項の審査を受け、市長が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあつては、当該機関が交付する適合証の原本(申請の際に原本を提示し、添付できない旨の申出をした場合は、その写し)
- (2) 申請に係る建築物が、法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合にあつては、当該認定に係る省令第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し
- (3) 申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年

法律第 8 4 号) 第 5 4 条第 1 項の規定による認定を受けた場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号) 第 4 3 条第 2 項の通知書の写し及び検査済証の写し

- (4) 住宅性能評価を受け、登録住宅性能評価機関により申請に係る建築物が評価方法基準に適合すると認められた場合 (建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。) にあっては、品確法第 6 条第 3 項の建設住宅性能評価書の写し
- (5) 申請に係る建築物が、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合にあっては、住宅型式性能認定書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(市長が不要と認める図書)

第 4 条 省令第 1 条第 3 項及び第 7 条第 3 項の市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書
(建築工事の完了報告)

第 5 条 法第 3 1 条第 1 項の認定建築主 (以下「認定建築主」という。) は、法第 3 2 条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画 (以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。) に基づく建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、建築工事完了報告書 (第 1 号様式) に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築工事完了確認書 (第 2 号様式) の写し
- (2) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(建築の取りやめ)

第 6 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の建築を取りやめようとするときは、建築取りやめ申出書 (第 3 号様式) に省令第 3 条第 2 項の通知書 (法第 3 1 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第 6 条において準用する省令第 3 条第 2 項の通知書) を添えて市長に提

出するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 法第29条第1項の規定による認定の申請、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請又は法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（軽微な変更）

第8条 認定建築主は、省令第4条の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第5号様式）に変更箇所等が分かる図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第29条第1項の規定による認定の申請若しくは法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるとき、又は法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第6号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すとき、又は法第37条の規定により法第36条第3項の基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により認定建築主又は当該基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

（申出書等の提出部数）

第12条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、それぞれ正本及び副本各1部とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

建築工事完了報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築工事が完了したので
報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の建築工事が行
われた旨を確認した建築士等

備考

建築工事完了確認書の写しを添付してください。

第2号様式（第5条関係）

建築工事完了確認書

年 月 日

認定建築主

（氏 名） 様

確認者（ ）

氏名

印

資格等

事業所名等

所在地

次のとおり、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合には、その内容）
躯体の外皮性能				
空気調和設備（住宅にあっては、暖冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用効率化設備				

建築基準法第5条の6第4項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）

第3号様式（第6条関係）

建築取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめるので申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第 4 号様式（第 7 条関係）

認定申請取下届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定
による認定の申請を取り下げますので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第 3 0 条第 2 項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 取下げ理由

第 5 号様式（第 8 条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 4 条に規定する軽微な変更をしましたので届け出ます。

認定番号及び年月日	第 号	年 月 日
認定住宅の位置	津市	
工事の着手予定時期 又は完了予定時期の 変更（ 6 箇月以内の 変更）	旧	
	新	
その他の変更	旧	
	新	
変更の理由		

備考

計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。

第6号様式（第9条関係）

認定しない旨の通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条関係）

改善命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 11 条関係）

認定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定
により認定した下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画
基準適合認定建築物について、同
法第 条の規定に基づきその認定を取り消しましたので、これを通知しま
す。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取消し理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津
市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 30 号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 4 予定価格が 20 万円未満の契約については、予定価格調書の作成を省略することができる。

第 49 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 当該契約に関し、契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が契約の相手方又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体（以下「契約の相手方等」という。）に対して行われたときは、契約の相手方等に対する命令で確定したものをいい、契約の相手方等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、当該契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、契約の相手方等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該契約が、

当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約の相手方に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 当該契約に関し、契約の相手方（契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第49条第2項中「契約を」を「当該契約を」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第31号

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則（平成27年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第11条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 施行規則第8条第12号の市町村が定める期間は、同条第8号に規定する期間を限度として、支給認定が効力を生じた日から育児休業の期間が満了する日までの期間とする。

別表2の項、5の項及び8の項中「保育標準時間」の次に「（ただし、保護者の申出により保育短時間も可）」を加え、同表9の項中「当該子どもが3歳児クラス以上に在籍しており、かつ保護者の育児休業は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づくものである」を「当該小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等に在籍しており、かつ、引き続き保育が必要と認められる」に、「保育施設等を利用しない」を「保育を必要としない」に改める。

第2号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。」

「また、この認定証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」に

改める。

第3号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、
「また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算
して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。」

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなけ
れば提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第
8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを
提起することができます。」

「また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、
津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第4号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に
改める。

第7号様式及び第8号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を
「審査請求」に、
「また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算
して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。」

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなけ
れば提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第
8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを
提起することができます。」

「また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、
津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 32 号

津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、省令第 8 条の申請書に、同条の表に掲げる図書のほか、建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（第 1 号様式）を添えて市長に提出するものとする。

(構造計算適合性判定に係る書類の提出)

第 3 条 市長は、法第 17 条第 4 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであるとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）にあっては、同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により三重県知事が同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写しを求めるものとする。

(認定申請の取下げ)

第 4 条 認定申請を行った者は、当該認定申請に係る処分があるまでの間に当

該認定申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、認定申請に係る法第2条第16号の特定建築物（以下「特定建築物」という。）の建築等及び維持保全の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第3号様式）に省令第8条の申請書の副本及びその添付書類を添えて当該認定申請を行った者に通知するものとする。

（計画の変更）

第6条 法第18条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、計画変更認定申請書（第4号様式）に省令第8条の表に掲げる図書のうち、変更に係る部分について変更前及び変更後の内容を対照させて記載した図書及び当該部分に係る建築物移動等円滑化誘導基準チェックリストを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の認定をしたときは、計画変更認定通知書（第5号様式）に前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて当該変更認定申請を行った者に通知するものとする。

3 前2条の規定は、変更認定申請について準用する。この場合において、前条中「省令第8条」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

（建築等の取りやめ）

第7条 法第18条第1項の認定建築主等（以下「認定建築主等」という。）は、法第19条の認定特定建築物に係る建築等及び維持保全の計画に基づく建築物の建築等又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（軽微な変更）

第8条 認定建築主等は、法第18条第1項の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第9条 法第21条の規定による改善命令は、改善命令書（第8号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、法第22条の規定により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第9号様式）により認定

建築主等に通知するものとする。

（状況報告）

第 1 1 条 法第 5 3 条第 4 項の報告は、状況報告書（第 1 0 号様式）により行うものとする。

（申請書等の提出部数）

第 1 2 条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、それぞれ正本及び副本各 1 部とする。

（委任）

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条、第 6 条関係）

（第 1 面）

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

○ 一般基準

施設等	チェック項目	適否
出入口 (第 2 条)	1 出入口（昇降機、便所、浴室等の出入口及び基準適合出入口に併設された出入口を除く。）	-
	(1) 幅は 90 cm 以上であるか。	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	2 1 以上の建物出入口	-
	(1) 幅は 120 cm 以上であるか。	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか。	
廊下等 (第 3 条)	1 幅は 180 cm 以上（区間 50 m 以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合にあっては 140 cm 以上）であるか。	
	2 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	3 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） 1	
	4 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	5 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか。	
	6 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか。	
	7 休憩設備を適切な位置に設けているか。	
	8 上記 1 及び 4 は車いす使用者の利用上支障がない部分（ 2 ）は適用除外	
階段 (第 4 条)	1 幅は 140 cm 以上であるか（手すりの幅は 10 cm 以内まで不算入とする。）。	
	2 けあげは 16 cm 以下であるか。	
	3 踏面は 30 cm 以上であるか。	
	4 両側に手すりを設けているか（踊り場を除く。）。	
	5 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	6 段は識別しやすいものか。	
	7 段はつまずきにくいものか。	
	8 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊り場の部分） 3	
	9 主な階段を回り階段としていないか。	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置（第 5 条）	1 階段以外に傾斜路、エレベーターその他の昇降機（2 以上の階にわたるときは第 7 条のエレベーターに限る。）を設けているか。	
	2 上記 1 は車いす使用者の利用上支障がない場合（ 4 ）は適用除外	

1 平成 18 年国土交通省告示第 1489 号で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16 cm 以下で、勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分（平成 18 年国土交通省告示第 1488 号）

3 平成 18 年国土交通省告示第 1489 号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合（平成 18 年国土交通省告示第 1488 号）

注）施設等の欄の「第○条」は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）の該当条文を指す。

(第2面)

○一般基準

施設等	チェック項目	適否
傾斜路 (第6条)	1 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか。	
	2 勾配は1/12以下であるか。	
	3 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けているか。	
	4 両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分を除く)。	
	5 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	6 前後の廊下等と識別しやすいものか。	
	7 点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊り場の部分) 1	
	8 上記1から3までは車いす使用者の利用上支障がない部分(2)は適用除外	
エレベーター (第7条)	1 必要階(多数の者が利用する居室若しくは車いす使用者用便房、駐車施設、客室、浴室等のある階又は地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか。	
	2 多数の者が利用する全てのエレベーター及び乗降ロビー	-
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか。	
	(3) 乗降ロビーは水平で150cm角以上であるか。	
	(4) かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか。	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	
	3 多数の者が利用する1以上のエレベーター及び乗降ロビー	-
	(1) 2のすべてを満たしているか。	
	(2) かごの幅は140cm以上であるか。	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か。	
	(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。	
	4 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター及び乗降ロビー	-
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか。	
	(3) かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか。	
	(4) かごの幅は140cm以上であるか。	
	(5) かごは車いすが転回できる形状か。	
	5 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター及び乗降ロビー	-
	(1) 2(2)、(4)、(5)及び3(3)、(4)を満たしているか。	
	(2) かごの幅は160cm以上であるか。	
	(3) かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか。	
	(4) 乗降ロビーは水平で180cm角以上であるか。	
	(5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。	
	6 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター及び乗降ロビー 3	-
	(1) 3のすべて又は5のすべてを満たしているか。	
	(2) かご内に到着階及び戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか。	
	(3) かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか。	
	(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか。	

1 平成18年国土交通省告示第1489号で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(平成18年国土交通省告示第1488号)

3 平成18年国土交通省告示第1487号で定める自動車車庫に設ける場合を除く。

注)施設等の欄の「第○条」は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)の該当条文を指す。

(第 3 面)

○ 一般基準

施設等	チェック項目	適否
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第 8 条)	1 エレベーターの場合	-
	(1) 段差解消機（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 1 3 号第 1 第 7 号のもの）であるか。	
	(2) かごの幅は 7 0 c m 以上であるか。	
	(3) かごの奥行きは 1 2 0 c m 以上であるか。	
	(4) かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）。	
	2 エスカレーターの場合	-
便所 (第 9 条)	(1) 車いす使用者用エスカレーター（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 1 3 号第 1 ただし書のもの）であるか。	
	1 車いす使用者用便房を設けているか（各階原則 2 % 以上）。	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか。	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	(3) 出入口は幅 8 0 c m 以上であるか。	
	(4) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	2 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階 1 以上）。	
	3 車いす使用者用便房がない便所には、腰掛便座及び手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く。）。 4 床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 3 5 c m 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（各階 1 以上）。	
ホテル又は旅館の客室 (第 1 0 条)	1 車いす使用者用客室を設けているか（原則 2 % 以上）。	
	(1) 出入口の幅は 8 0 c m 以上であるか。	
	(2) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく前後に水平部分を設けているか。	
	2 便所（同じ階に共用便所がある場合を除く。）	-
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか。	
	(2) 出入口の幅は 8 0 c m 以上であるか（当該便房を設ける便所を含む。）。 (3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所を含む。）。 3 浴室等（共用の浴室等がある場合を除く。）	-
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	(3) 出入口の幅は 8 0 c m 以上であるか。	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	

注）施設等の欄の「第○条」は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 4 号）の該当条文を指す。

(第 4 面)

○ 一般基準

施設等	チェック項目	適否
敷地内の通路 (第 1 1 条)	1 幅は 1 8 0 c m 以上であるか。	
	2 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	3 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	4 段がある部分	-
	(1) 幅は 1 4 0 c m 以上であるか (手すりの幅は 1 0 c m 以内までは不算入) 。	
	(2) けあげは 1 6 c m 以下であるか。	
	(3) 踏面は 3 0 c m 以上であるか。	
	(4) 両側に手すりを設けているか。	
	(5) 踏面の端部とその周辺との部分が識別しやすいものか。	
	(6) つまずきにくいものか。	
	5 段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか。	
	6 傾斜路	-
	(1) 幅は 1 5 0 c m 以上 (段に併設する場合は 1 2 0 c m 以上) であるか。	
	(2) 勾配は 1 / 1 5 以下であるか。	
	(3) 高さ 7 5 c m 以内ごとに踏幅 1 5 0 c m 以上の踊り場を設けているか (勾配 1 / 2 0 以下の場合を除く。) 。	
	(4) 両側に手すりを設けているか (勾配 1 / 1 2 以下で高さ 1 6 c m 以下又は 1 / 2 0 以下の傾斜部分を除く。) 。	
	(5) 前後の通路と識別しやすいものか。	
	7 上記 1、3、5 及び 6 (1) から (3) までは地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。	
	8 上記 1、3、5 及び 6 (1) から (3) までは車いす使用者の利用上支障がないもの (1) を除く。	
駐車場 (第 1 2 条)	1 車いす使用者用駐車施設を設けているか (原則 2 % 以上) 。	
	(1) 幅は 3 5 0 c m 以上であるか。	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。	
浴室等 (第 1 3 条)	1 車いす使用者用浴室等を設けているか (1 以上) 。	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	(3) 出入口の幅は 8 0 c m 以上であるか。	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
標識 (第 1 4 条)	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか。	
	2 標識は内容が容易に識別できるものか (日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合しているか) 。	
案内設備 (第 1 5 条)	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認できる場合を除く。) 。	
	2 エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法 (文字等の浮き彫り又は音による案内) により視覚障害者に示す設備を設けているか。	
	3 案内所を設けているか (1 又は 2 の代替措置) 。	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分 (平成 1 8 年国土交通省告示第 1 4 8 8 号)

注) 施設等の欄の「第○条」は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 (平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 4 号) の該当条文を指す。

(第 5 面)

○ 視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準） 1

施設等	チェック項目	適否
案内設備までの 経路 (第 1 6 条)	1 線状ブロック等、点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合を除く。） 1	
	2 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。	
	3 段、傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 2	

1 平成 1 8 年国土交通省告示第 1 4 8 9 号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

2 平成 1 8 年国土交通省告示第 1 4 8 9 号で定める以下の部分を除く。

- ・勾配が 1 / 2 0 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 1 6 c m 以下で勾配 1 / 1 2 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊り場等

注）施設等の欄の「第○条」は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 4 号）の該当条文を指す。

第 2 号様式（第 4 条関係）

認定申請取下届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑤

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 条第 項
の規定により行った下記の認定の申請を取り下げるので届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無

有 無

3 申請に係る特定建築物の位置

4 取り下げる理由

第3号様式（第5条関係）

認定しない旨の通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定により行った下記の申請については、下記の理由により、同条第3項の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る特定建築物の位置
- 3 認定しない理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 6 条関係）

計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑤

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定により認定を受けた次の特定建築物の建築等及び維持保全の計画について、次のとおり変更認定を受けたいので、同法第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 認定特定建築物の位置	
2 認定番号及び年月日	第 号 年 月 日
3 法第 18 条第 2 項において準用する法 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無、確認番号及び年月日	有 無 号 年 月 日
4 変更の内容	
5 変更の理由	

第 5 号様式（第 6 条関係）

計画変更認定通知書

	認 定 番 号	第		号
	認 定 年 月 日		年 月 日	
()	確 認 番 号	第		号
	確 認 年 月 日		年 月 日	
	建築主事の氏名			

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により申請のあった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更について、同法第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定により認定したので通知します。

1 申請年月日

年 月 日

2 当該変更認定を受ける前の特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定番号

第 号

3 当該変更認定に係る特定建築物の位置

4 当該変更認定に係る特定建築物の概要

() は、法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により津市長が確認済証の交付を受けた場合にのみ記載されます。

第 6 号様式（第 7 条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出者 氏 名

⑤

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

認定特定建築物の建築等及び維持保全の計画に基づく下記の建築物の建築維持
等
保全
を取りやめるので申し出ます。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定番号
第 号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る特定建築物の位置
- 4 取りやめる理由

第 7 号様式（第 8 条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

㊞

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

軽微な変更をしたので届け出ます。

認定番号及び年月日		第 号 年 月 日
認定特定建築物の位置		津市
変 更 前	事業の着手予定年月日	年 月 日
	事業の完了予定年月日	年 月 日
変 更 後	事業の着手予定年月日	年 月 日
	事業の完了予定年月日	年 月 日
変更の理由		

備考

変更箇所が分かる図書を添付してください。

第 8 号様式（第 9 条関係）

改善命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

下記の認定特定建築物の^{建築等}_{維持保全}について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 1 条の規定により改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定番号
第 号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る特定建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 9 号様式（第 1 0 条関係）

認定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

下記の認定特定建築物の建築等及び維持保全の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 2 条の規定により当該計画の認定を取り消したので通知します。

記

1 取り消した認定特定建築物の認定番号等

認 定 番 号 第 号

認 定 年 月 日 年 月 日

2 認定に係る特定建築物の位置

3 取消理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

状況報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名

⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 5 3 条第 4 項の
規定により次のとおり認定特定建築物の建築等維持保全の状況について報告します。

1 認定建築主等	住所				
	氏名	電話			
2 代理者（設計者又は施工者等）	住所				
	氏名	電話			
3 認定特定建築物の位置					
4 認定特定建築物の概要	主要用途		階数	階	
	建築面積	. m ²	構造		
	延べ面積	. m ²			
5 認定番号及び年月日		第	号	年	月 日
6 報告事項					

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 3 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(職務の級の基準となる職務)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項に規定する別表第 3 及び別表第 4 に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、別表第 1 から別表第 2 の 2 までの等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第 1 4 条から第 1 4 条の 3 までを次のように改める。

(昇給日及び成績判定終了日)

第 1 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により昇給を行う同項の規則で定める日は、第 1 4 条の 4 又は第 1 4 条の 5 に定めるものを除き、毎年 1 月 1 日 (以下「昇給日」という。) とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前 1 年間ににおける 9 月 3 0 日 (以下「成績判定終了日」という。) とする。

(成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第 1 4 条の 2 条例第 9 条第 1 項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他市長が定める事由とする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第 1 4 条の 3 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分 (以下「昇給区分」という。) は、成績判定終了日以前 1 年間ににおける人事評価の結果に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
 - (3) 勤務成績が良好である職員 C
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 職員が国等の行政機関等に派遣されていたこと等の事情により、人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、前項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 市長の定める事由以外の事由によって成績判定終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から成績判定終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第5号に掲げる職員に該当する職員、次号に掲げる職員及び第3号に掲げる職員のうち昇給区分がEに該当する職員を除く。）
D
 - (2) 市長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
 - (3) 成績判定終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び第14条の2に規定する事由に該当した職員並びに条例第9条第1項後段の適用を受けることとなった職員 D又はE
- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 5 条例第9条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて、当分の間、別に定める基準に従い、決定するものとする。
- 6 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給区分Cに応じた号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすること

が不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第9条第3項若しくは第15条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、市長の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数）とする。

8 前3項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

9 第5項から第7項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項から第7項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 55歳を超える職員を条例第9条第1項の規定により昇給をさせる場合の昇給の号給数については、同条第2項中「4号給」とあるのは「2号給」とし、当分の間、別に定める基準に従い、決定するものとする。

第14条の3の次に次の3条を加える。

（研修、表彰等による昇給）

第14条の4 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属す

る月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第14条の5 勤務成績が良好である職員が生命の危険を冒して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害となった場合その他特に必要があると認められる場合には、市長の定める日に、条例第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第14条の6 第14条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第16条中「法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)の」を「専従許可の」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「及び復職等」を「、復職等」に、「いずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

附則第8項を次のように改める。

(職務の級の基準となる職務の特例)

8 当分の間、第3条の規定の適用については、同条中「別表第1から別表第2の2まで」とあるのは、「附則別表第1から附則別表第3まで」とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表第 1 等級別基準職務表（附則第 8 項関係）

行政職給料表（技能労務職員及び企業職員を除く。）

職務の級	基準となる職務
1 級	出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
3 級	1 出張所長その他の出先機関の長の職務 2 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 3 主任（保育士に限る。）の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務 地域支援員の職務
4 級	1 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 2 消防署副分署長の職務 3 副主幹の職務 一定の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
5 級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 2 消防署指揮司令の職務 3 消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務 4 消防署分遣所長の職務 5 消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務 6 消防本部副指令官の職務 7 消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務
6 級	1 東京事務所長の職務 2 アストプラザ館長の職務 3 津駅前北部土地区画整理事務所長の職務 4 消防署長（消防監以上の階級にある者を除く。）の職務 5 消防署副署長の職務 6 消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 7 消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 8 消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 9 三重短期大学の学生部長及び附属図書館長の職務 10 教育事務所長の職務 11 津図書館長及び津図書館図書事務長の職務 12 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局

	の事務局次長の職務
7 級	1 消防次長の職務 2 会計管理者の職務 3 三重短期大学事務局長の職務 4 議会事務局長の職務 5 教育次長の職務 6 工事事務所長の職務 7 消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務 8 三重短期大学事務局次長の職務 9 議会事務局次長の職務 10 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務
8 級	1 困難な業務を所掌する消防次長の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者の職務 3 困難な業務を所掌する三重短期大学事務局長の職務 4 困難な業務を所掌する議会事務局長の職務 5 困難な業務を所掌する教育次長の職務

附則別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

附則別表第 2 等級別基準職務表（附則第 8 項関係）

行政職給料表（技能労務職員）

職務の級	基準となる職務
1 級	技能労務の職務
2 級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
3 級	1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
4 級	1 担当副主幹の職務 2 副主幹の職務

附則別表第 3 等級別基準職務表（附則第 8 項関係）

行政職給料表（企業職員）

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	1 主査の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級	1 担当副主幹の職務 2 副主幹の職務
5 級	1 担当主幹の職務 2 事業所の所長の職務
6 級	課長、室長及び担当副参事の職務
7 級	1 水道局長及び下水道局長並びに担当理事の職務 2 水道局次長及び下水道局次長並びに担当参事の職務

8 級	困難な業務を所掌する水道局長及び下水道局長並びに担当理事の職務
-----	---------------------------------

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 等級別基準職務表（第 3 条関係）

行政職給料表（技能労務職員及び企業職員を除く。）

職務の級	基準となる職務
1 級	出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
3 級	1 出張所長その他の出先機関の長の職務 2 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 3 主任（保育士に限る。）の職務 地域支援員の職務
4 級	1 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 2 消防署副分署長の職務 一定の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
5 級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 2 消防署指揮司令の職務 3 消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務 4 消防署分遣所長の職務 5 消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務 6 消防本部副指令官の職務 7 消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）の職務
6 級	1 東京事務所長の職務 2 アストプラザ館長の職務 3 津駅前北部土地区画整理事務所長の職務 4 消防署長（消防監以上の階級にある者を除く。）の職務 5 消防署副署長の職務 6 消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 7 消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 8 消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）の職務 9 三重短期大学の学生部長及び附属図書館長の職務 10 教育事務所長の職務 11 津図書館長及び津図書館図書事務長の職務 12 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局次長の職務

7 級	1	消防次長の職務
	2	会計管理者の職務
	3	三重短期大学事務局長の職務
	4	議会事務局長の職務
	5	教育次長の職務
	6	工事事務所長の職務
	7	消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務
	8	三重短期大学事務局次長の職務
	9	議会事務局次長の職務
	10	選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務
8 級	1	困難な業務を所掌する消防次長の職務
	2	困難な業務を所掌する会計管理者の職務
	3	困難な業務を所掌する三重短期大学事務局長の職務
	4	困難な業務を所掌する議会事務局長の職務
	5	困難な業務を所掌する教育次長の職務

別表第 2 等級別基準職務表（第 3 条関係）

行政職給料表（技能労務職員）

職務の級	基準となる職務
1 級	技能労務の職務
2 級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
3 級	1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務
4 級	担当副主幹の職務

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 等級別基準職務表（第 3 条関係）

行政職給料表（企業職員）

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	主査の職務
4 級	担当副主幹の職務
5 級	1 担当主幹の職務 2 事業所の所長の職務
6 級	課長、室長及び担当副参事の職務
7 級	1 水道局長及び下水道局長並びに担当理事の職務 2 水道局次長及び下水道局次長並びに担当参事の職務
8 級	困難な業務を所掌する水道局長及び下水道局長並びに担当理事の職務

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則 (平成 22 年津市規則第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条」に、「津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成 18 年津市規則第 27 号) 別表第 1 に掲げる職務の級及び標準的な職務の内容」を「津市職員の給与に関する条例 (平成 18 年津市条例第 42 号) 別表第 3 に掲げる職務の級及び基準となる職務」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年 1 月 1 日に行われる津市職員の給与に関する条例 (平成 18 年津市条例第 42 号) 第 9 条第 1 項の規定による昇給については、第 1 条の規定による改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 14 条中「日は、昇給日前 1 年間における 9 月 30 日 (以下「成績判定終了日」という。) 」とあるのは、「期間は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。

3 前項に規定する昇給に係る勤務成績の証明及び昇給の号給数の基準については、なお従前の例による。

(委任)

4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 34 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号の表中「企画管理担当」を「企画管理・斎場担当」に改め、「斎場担当」を削り、「対話連携担当 地域政策担当 広聴相談担当」を「広聴相談担当 対話連携担当 地域政策担当」に改め、同項第 5 号の表中「施設担当」を「施設担当 文化ホール施設担当」に改め、同項第 6 号の表中「新最終処分場建設推進課 建設推進担当」を削り、「施設担当」を「建設担当 維持担当」に改め、同項第 12 号の表中「河川整備担当」を「特定事業推進担当」に改め、同条第 3 項第 5 号の表中

「新産業スポーツ施設推進室 施設推進担当」を
「産業・スポーツセンター推進室 産業・スポーツセンター推進担当
国体・障害者スポーツ大会準備室 国体・障害者スポーツ大会準備担当」に
改め、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同項第 13 号の表中
「道路等特定事項推進室 道路等特定事項推進担当」を「河川排水推進室 河
川担当 雨水計画担当」に改め、同号を同項第 12 号とする。

別表第 1 政策財務部の表政策課の部政策担当の項中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号から第 21 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 危機管理部の表危機管理課の部危機管理担当の項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 津市防災物流施設に関すること。

別表第 1 市民部の表市民課の部企画管理担当の項中「企画管理担当」を「企画管理・斎場担当」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 斎場に関すること。

別表第 1 市民部の表市民課の部斎場担当の項を削り、同表市民交流課の部管

理担当の項第 2 号中「（津市第一青谷集会所及び津市第二青谷集会所を除く。）」を削り、同表地域連携課の部を次のように改める。

地域連携課	広聴相談担当	(1) 市民相談に関すること。 (2) 住民意識調査及び広聴に関すること。 (3) 陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。 (4) パブリック・コメントの総括に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	対話連携担当	(1) 各地域との対話と連携の推進に関すること。 (2) 市政懇談会に関すること。 (3) 自治会との連絡調整に関すること。 (4) 出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。 (5) 地縁による団体に関すること。 (6) 市民活動に関すること。 (7) 市民活動の組織の育成援助の総括に関すること。 (8) 津市市民活動センターの事業の運営等その他同センターの総括管理に関すること。
	地域政策担当	(1) 総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。 (2) 総合支所との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。 (3) 地域政策会議に関すること。 (4) 地域支援員との連絡調整に関すること。

別表第 1 スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、第 1 3 号を第 1 2 号とし、同項第 1 4 号中「新産業スポーツ施設推進室」を「産業・スポーツセンター推進室及び国体・障害者スポーツ大会準備室」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同表文化振興課の部事業担当の項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 文化施設（津リージョンプラザ内お城ホール、津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールを除く。）の整備に関すること。

(6) （仮称）津市久居ホールの整備に係る庶務に関すること。

別表第 1 スポーツ文化振興部の表文化振興課の部施設担当の項第 5 号及び第 6 号を削り、同部に次のように加える。

文化ホール施設 担当	(1) 文化ホール（津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールに限る。）の管理及び運営に関すること。 (2) 文化ホール（津リージョンプラザ内お城ホール、津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールに限る。）の整備に関すること。 (3) （仮称）津市久居ホールの整備に係る総括に関すること。
---------------	---

別表第 1 環境部の表新最終処分場建設推進課の部を削り、同表環境施設課の部を次のように改める。

環境施設課	管理担当	(1) 一般廃棄物処理施設の総括に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設に係る調査、研究及び計画に関すること。 (3) 一般廃棄物処理施設使用料の収納に関すること。 (4) 一般廃棄物処理施設に係る施設台帳の調製及び管理に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	建設担当	(1) 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。 (2) 一般廃棄物最終処分場の建設に関すること。
	維持担当	(1) 一般廃棄物処理施設の運転及び維持管理に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設周辺の環境保全に関

		すること。 (3) 水質、排ガス、ばいじん等施設環境の調査及び検査にすること。 (4) 汚水処理にすること。 (5) 焼却灰の分析調査にすること。 (6) 焼却灰の処理に係る計画及び実施にすること。 (7) 一般廃棄物の搬入に係る受付及び指導にすること。 (8) 一般廃棄物処理施設に係る職員の安全管理にすること。 (9) 一般廃棄物処理施設との連絡調整にすること。
--	--	---

別表第 1 健康福祉部の表こども支援課の部こども支援担当の項第 1 号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」に改め、同表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）にすること。

別表第 1 健康福祉部の表介護保険課の部認定審査担当の項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第 1 商工観光部の表商業振興労政課の部企画管理・労政担当の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を削り、第 11 号を第 9 号とし、第 12 号を第 10 号とし、第 13 号を第 11 号とする。

別表第 1 農林水産部の表農林水産政策課の部獣害対策担当の項を次のように改める。

獣害対策担当	(1) 有害鳥獣等の捕獲許可にすること。 (2) 有害鳥獣による農作物の被害対策にすること。
--------	--

別表第 1 都市計画部の表交通政策課の部交通政策・海上アクセス担当の項第 2 号中「交通関係機関」を「交通関係機関等」に改め、同項第 9 号中「（名松線復旧推進室を含む。）」を削り、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 名松線の利用促進等に係る総合調整に関すること。

別表第 1 都市計画部の表建築指導課の部建築指導担当の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部建築安全・耐震担当の項に次の 1 号を加える。

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく認定に関すること。

別表第 1 建設部の表建設整備課の部用地担当の項第 5 号中「道路等特定事項推進室」を「河川排水推進室」に改め、同部河川整備担当の項を次のように改める。

特定事業推進担当	(1) 特定事業に係る計画の策定及び進行管理に関すること。 (2) 特定事業に係る工事の推進及び総括に関すること。 (3) 特定事業に係る用地取得等の推進及び総括に関すること。 (4) その他特定事業に係る調整等に関すること。
----------	--

別表第 3 政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の部特別滞納整理推進担当の項第 1 号中「保育所入所負担金」の次に「、保育所に係る利用者負担額」を加える。

別表第 3 スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表を次のように改める。

スポーツ文化振興部スポーツ振興課

室	担当	分掌事務
産業・スポーツセンター推進室	産業・スポーツセンター推進担当	(1) 津市産業・スポーツセンターに係る管理及び運営の調整等に関すること。 (2) 津市産業・スポーツセンターに係る事業の企画及び調整等に関すること。 (3) 津市産業・スポーツセンターの建設に関すること。 (4) 津市産業・スポーツセンターの建設に係る関係機関との協議及び調整等に関すること。
国体・障害	国体・障害者ス	(1) 第 76 回国民体育大会の開催に関するこ

者スポーツ 大会準備室	ポーツ大会準備 担当	と。 (2) 第 2 1 回全国障害者スポーツ大会の開催 に関する事。。 (3) 平成 3 0 年度全国高等学校総合体育大会 の開催に係る連絡調整等に関する事。。
----------------	---------------	---

別表第 3 農林水産部農林水産政策課の表林業振興室の部林業振興担当の項第
1 1 号中「鳥獣」を「有害鳥獣」に改める。

別表第 3 都市計画部交通政策課の表を削る。

別表第 3 建設部建設整備課の表を次のように改める。

建設部建設整備課

室	担当	分掌事務
河川排水推 進室	河川担当	(1) 河川及び排水路に係る事業等の実施に関する事。。 (2) 河川台帳の調製及び保管に関する事。。 (3) 国土交通大臣及び三重県知事の管理による河川に係る連絡調整に関する事。。 (4) 災害復旧事業に係る総括及び関係機関との連絡調整に関する事。。 (5) 砂防事業に係る調査、調整等に関する事。。 (6) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。。 (7) 地すべり防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。。 (8) 遭難船舶に係る救護並びに漂流物及び沈没品に関する事。。 (9) 海岸附帯施設の管理に関する事。。
	雨水計画担当	(1) 総合的な治水対策に係る計画に関する事。。 (2) 下水道雨水に係る計画に関する事。。 (3) 農業用地に係る排水計画に関する事。。 (4) 河川、排水路及び雨水貯留施設の整備及び改修に係る計画に関する事。。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

市民部	市民課	企画管理担当	市民部	市民課	企画管理・斎場担当
〃	〃	斎場担当	〃	〃	〃
スポーツ文化振興部	新産業スポーツ施設推進室	施設推進担当	スポーツ文化振興部	産業・スポーツセンター推進室	産業・スポーツセンター推進担当
建設部	道路等特定事項推進室	道路等特定事項推進担当	建設部	建設整備課	特定事業推進担当

(津市公印規則の一部改正)

- 3 津市公印規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

別表市長印の項及び市長職務代理者印の項中「 8 4 」を「 8 2 」に改める。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程（平成 2 2 年津市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「地域審議会等への出席及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成 19 年津市訓令第 8 号、平成 19 年津市水道事業管理規程第 5 号、平成 19 年津市教育委員会訓令第 1 号、平成 19 年津市選挙管理委員会告示第 128 号、平成 19 年津市農業委員会告示第 1 号、平成 19 年津市監査委員告示第 9 号、平成 19 年津市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部財産管理担当の項第 1 0 号を削り、同部地域振興担当の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同部産業振興担当の項第 1 7 号及び第 1 8 号を次のように改める。

(17) 有害鳥獣等の捕獲許可に関すること。

(18) 有害鳥獣による農林業被害対策に関すること。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項第 3 8 号中「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 2 年法律第 6 6 号）」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）」に改め、同項第 4 5 号中「建築基準法」を「建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）」に改め、同表市民課の部介護・保険担当の項第 9 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部地域振興担当の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同部産業振興・環境担当の項第 1 5 号及び第 1 6 号を次のように改める。

(15) 有害鳥獣等の捕獲許可に関すること。

(16) 有害鳥獣による農林業被害対策に関すること。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第 3 8 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第 2 河芸総合支所の部地域振興課の項中「運営の準備」を「管理」に改め、同表美杉総合支所の部地域振興課の項中「の総合調整」を削る。

別表第5 久居総合支所の表地域振興課の項中

「	22 地区地域審議会に係 る庶務に関すること。				○		」
---	----------------------------	--	--	--	---	--	---

を削り、「23 過疎地域等」を「22 過疎地域等」に、「24 鳥獣飼養」を「23 鳥獣飼養」に、「25 農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲」を「24 農林水産業等への被害防止のための有害鳥獣等の捕獲」に、「26 家畜」を「25 家畜」に、「27 住宅」を「26 住宅」に、「28 準用河川」を「27 準用河川」に、「29 一般廃棄物」を「28 一般廃棄物」に、「30 不法投棄」を「29 不法投棄」に、「31 廃棄物」を「30 廃棄物」に、「32 ごみ一時収集所補助事業」を「31 ごみ一時収集所補助事業」に、「33 ごみ等」を「32 ごみ等」に、「34 清掃事業」を「33 清掃事業」に、「35 犬、猫等」を「34 犬、猫等」に、「36 生活環境」を「35 生活環境」に、「37 生活環境」を「36 生活環境」に、「38 共同污水处理施設」を「37 共同污水处理施設」に、「39 里地里山保全活動」を「38 里地里山保全活動」に、「40 希少野生生物」を「39 希少野生生物」に、「41 環境対策」を「40 環境対策」に、「42 騒音規制法及び振動規制法」を「41 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）」に、「43 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法」を「42 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）」に、「44 三重県生活環境の保全に関する条例」を「43 三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）」に、「45 環境保全協定」を「44 環境保全協定」に、「46 公害」を「45 公害」に、「47 環境影響評価」を「46 環境影響評価」に、「48 墓地」を「47 墓地」に、「49 火葬場」を「48 火葬場」に、「50 墓地」を「49 墓地」に、「51 市営墓地」を「50 市営墓地」に、「52 市営墓地」を「51 市営墓地」に、「53 そ族」を「52 そ族」に、「54 畜犬」を「53 畜犬」に、「55 畜犬」を「54 畜犬」に、「56 狂犬病」を「55 狂犬病」に、「57 狂犬病」を「56 狂犬病」に、「58 畜犬」を「57 畜犬」に、「59 動物」を「58 動物」に改める。

別表第5 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中

「	27 地区地域審議会に係				○		」
	る庶務にすること。						

を削り、「28 過疎地域等」を「27 過疎地域等」に、「29 津市過疎地域自立促進計画」を「28 津市過疎地域自立促進計画」に、「30 名松線の利用促進等の総合調整」を「29 名松線の利用促進等」に、「31 鳥獣飼養」を「30 鳥獣飼養」に、「32 農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲」を「31 農林水産業等への被害防止のための有害鳥獣等の捕獲」に、「33 家畜」を「32 家畜」に、「34 公園」を「33 公園」に、「35 公園」を「34 公園」に、「36 公園」を「35 公園」に、「37 住宅」を「36 住宅」に、「38 準用河川」を「37 準用河川」に、「39 一般廃棄物」を「38 一般廃棄物」に、「40 不法投棄」を「39 不法投棄」に、「41 廃棄物」を「40 廃棄物」に、「42 ごみ一時収集所補助事業」を「41 ごみ一時収集所補助事業」に、「43 ごみ等」を「42 ごみ等」に、「44 清掃事業」を「43 清掃事業」に、「45 犬、猫等」を「44 犬、猫等」に、「46 生活環境」を「45 生活環境」に、「47 生活環境」を「46 生活環境」に、「48 共同汚水処理施設」を「47 共同汚水処理施設」に、「49 里地里山保全活動」を「48 里地里山保全活動」に、「50 希少野生生物」を「49 希少野生生物」に、「51 環境対策」を「50 環境対策」に、「52 騒音規制法」を「51 騒音規制法」に、「53 騒音規制法」を「52 騒音規制法」に、「54 三重県生活環境の保全に関する条例」を「53 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「55 環境保全協定」を「54 環境保全協定」に、「56 公害」を「55 公害」に、「57 環境影響評価」を「56 環境影響評価」に、「58 墓地」を「57 墓地」に、「59 火葬場」を「58 火葬場」に、「60 墓地」を「59 墓地」に、「61 市営墓地」を「60 市営墓地」に、「62 市営墓地」を「61 市営墓地」に、「63 そ族」を「62 そ族」に、「64 畜犬」を「63 畜犬」に、「65 畜犬」を「64 畜犬」に、「66 狂犬病」を「65 狂犬病」に、「67 狂犬病」を「66 狂犬病」に、「68 畜犬」を「67 畜犬」に、「69 動物」を「68 動物」に、「70 男女共同参画」を「69 男女共同参画」に、「71 同和問題」を「70 同和問題」に、「72 福祉資金」を「71 福祉資金」に、「73 次に」を「72 次に」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表政策財務部の表政策課の項中

「	8 地域審議会との連絡調整及び総括に関すること。				○	
	9 津地区地域審議会に係る庶務に関すること。				○	

を削り、「1 0 防衛施設」を「8 防衛施設」に、「1 1 ユニバーサルデザイン」を「9 ユニバーサルデザイン」に、「1 2 教育」を「1 0 教育」に、「1 3 総合教育会議」を「1 1 総合教育会議」に改める。

別表第 2 個別専決事項の表市民部の表地域連携課の項を次のように改める。

地域連 携課	1 市民相談に関すること。		○			
	2 住民意識調査の実施に関すること。				○	
	3 陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	4 パブリック・コメントの総合調整及び推進に関すること。				○	

	5 市政懇談会に関する こと。				○	
	6 出張所の総括管理及 び連絡調整に関するこ と。		○			
	7 津市市民活動センタ ーの運営に係る総合調 整に関すること。		○			
	8 総合支所との連携に よる地域に係る政策・ 施策の企画及び調整に 関すること。	軽 な の	易 も	やや 重要 なもの	重要 なもの ○	特に 重要な もの
	9 総合支所との連携に よる本庁関係部等に対 する協議及び調整に関 すること。				○	
	10 地域政策会議に関す ること。				○	
	11 地域支援員との連絡 調整に関すること。				○	

別表第 2 個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の項中

「	4 津市産業・スポーツ センターに係る管理及 び運営の企画及び調整 等に関すること。		軽 な の	易 も	やや 重要 なもの	重要 なもの ○	特に 重要な もの	」
---	---	--	-------------	--------	-----------------	--------------------	-----------------	---

を削る。

別表第 2 個別専決事項の表環境部の表新最終処分場建設推進課の項を削り、
同表環境施設課の項中

「	環境施 設課	1 一般廃棄物処理施設 に係る計画及び整備等 に関すること。		軽 な の	易 も	やや 重要 なもの	重要 なもの ○	特に 重要な もの	」
---	-----------	--------------------------------------	--	-------------	--------	-----------------	--------------------	-----------------	---

を

「環境施設課	1 一般廃棄物処理施設に係る計画及び整備等に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	2 一般廃棄物最終処分場の建設に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

に、「2 一般廃棄物処理施設」を「3 一般廃棄物処理施設」に、「3 一般廃棄物処理施設」を「4 一般廃棄物処理施設」に改める。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表こども支援課の項中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改め、同表障がい福祉課の項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「児童福祉法」に、

「	30 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に関すること。	○			

を「	30 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に関すること。	○			
	31 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関すること。	○			

に改め、同表介護保険課の項中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

別表第2個別専決事項の表農林水産部の表農林水産政策課の項中「鳥獣の捕

獲」を「有害鳥獣等の捕獲」に改める。

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表交通政策課の項中

を 「	(3) 措置命令に関する こと。				○		
	(3) 措置命令に関する こと。 11 名松線の利用促進等 に係る総合調整に関す ること。		軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の	特 に 重 要 な の	

に改め、同表建築指導課の項中

「	6 建築基準法に基づく 建築物等の仮使用の承 認に関すること。		○				
---	---------------------------------------	--	---	--	--	--	--

を削り、「7 建築協定」を「6 建築協定」に、「8 優良住宅」を「7 優良住宅」に、「9 モーター類似旅館等」を「8 モーター類似旅館等」に、「10 建築計画概要書等」を「9 建築計画概要書等」に、「11 独立行政法人住宅金融支援機構法」を「10 独立行政法人住宅金融支援機構法」に、「12 建築物等」を「11 建築物等」に、「13 建築物等」を「12 建築物等」に、「14 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を「13 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に、「15 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」を「14 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に、「16 建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「15 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に、「17 住宅」を「16 住宅」に、「18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を「17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に、「19 エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「18 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」に、「20 長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「19 長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に、

「	21 都市の低炭素化の促 進に関する法律（平成		○				
---	----------------------------	--	---	--	--	--	--

を 「	24 年法律第 84 号） に基づく認定に関する こと。								
	20 都市の低炭素化の促 進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号） に基づく認定に関する こと。 21 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関す る法律（平成 27 年法 律第 53 号）に基づく 認定に関すること。	○							」

に改める。

別表第 2 個別専決事項の表建設部の表建設整備課の項中

「	9 河川に係る採取の許 可に関すること。	○							
	10 河川台帳の調整及び 保管に関すること。	○							
	11 砂防指定地内におけ る行為に係る申請書の 受理及び進達に関する こと。	○							
	12 急傾斜地崩壊区域内 における行為に係る申 請書の受理及び進達に 関すること。	○							
	13 地すべり防止区域内 における行為に係る申 請書の受理及び進達に 関すること。	○							
	14 漂流物及び沈没品の	○							

を「	取得及び届出の公告に 関すること。					
	9 特定事業に係る計画 の策定及び推進等に関 すること。	軽 な の	易 も	や 重 な の	や 要 も	重 な の

に改める。

別表第4個別専決事項の表政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の項中「保育所入所負担金」の次に「、保育所に係る利用者負担額」を加える。

別表第4個別専決事項の表スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表を次のように改める。

スポーツ文化振興部スポーツ振興課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室 長	部 次 長	部 長	副 市 長
産業・ス ポーツセ ンター推 進室	1 津市産業・スポーツ センターに係る管理及 び運営の調整等に関す ること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	2 津市産業・スポーツ センターに係る事業の 企画及び調整等に関す ること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	3 津市産業・スポーツ センターの建設の推進 に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
国体・障 害者スポ ーツ大会 準備室	1 第 7 6 回国民体育大 会の開催に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	2 第 2 1 回全国障害者		軽 易	や や	重 要	特 に

	スポーツ大会の開催に関する事 こと。		な も の	重 要 な も の	な も の	重 要 な も の
	3 平成 3 0 年度全国高等学校総合体育大会の開催に係る連絡調整等に関する事 こと。		○			

別表第 4 個別専決事項の表都市計画部交通政策課の表を削る。

別表第 4 個別専決事項の表建設部建設整備課の表を次のように改める。

建設部建設整備課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室 長	部 次 長	部 長	副 市 長
河川排水 推進室	1 河川に係る採取の許可に関する事 こと。		○			
	2 河川台帳の調整及び保管に関する事 こと。		○			
	3 砂防指定地内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事 こと。		○			
	4 急傾斜地崩壊区域内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事 こと。		○			
	5 地すべり防止区域内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事 こと。		○			
	6 漂流物及び沈没品の取得及び届出の公告に関する事 こと。		○			
	7 総合的な治水対策に		軽 易	や や	重 要	特 に

	係る計画の策定及び推 進等に関すること。		な も の	重 要 な も の	な も の	重 要 な も の
--	-------------------------	--	----------	-----------------	----------	-----------------

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 4 2 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	督促状(平成 25 年度 第 7 ～ 9 期、平成 26 年度第 3 ～ 9 期、平成 27 年度第 2 ～ 3 期)

津市告示第 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年河芸町公告第 1 0 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高佐自治会

三重県津市河芸町高佐 4 2 1

代表者 笠井 清継

2 変更に係る事項

代表者の住所及び氏名

変 更 前	三重県津市河芸町高佐 5 1 5 大河内 利夫
変 更 後	三重県津市河芸町高佐 4 2 1 笠井 清継

3 変更の理由

任期満了により、平成 2 6 年 4 月 1 日新任のため。

4 変更年月日

平成 2 6 年 4 月 1 日

津市告示第 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 4 2 2 9 新町半田線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市新町二丁目 80 番地先から 津市半田字平木 310 番 1 地先まで	旧	4.0 ~ 6.9	1320.0
津市新町二丁目 80 番地先から 津市半田字平木 310 番 4 地先まで	新	4.0 ~ 7.0	1321.4

津市告示第 4 5 号

平成 2 7 年産畑作物共済（大豆：一筆方式）に係る共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 1 1 5 条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済金支払額及び減収量等一覧

加入者	地域	地区	共済金支払額 （ 円 ）	減収量 （ kg ）	支払期日	支払方法
A	津	櫛形	64,638	567	平成 28 年 3 月 25 日	口座振込
B	美里	辰水	31,920	280		
C	白山	ハツ山	94,962	833		
3 人	計		191,520	1,680		

津市告示第 4 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 3 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 3 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町 3 2 3 番地

代表者 藤田 均

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻 信夫 三重県津市納所町 2 8 8 番地
変更後	藤田 均 三重県津市納所町 3 2 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 6 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 4 9 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 景観計画の名称
津市景観計画
- 2 変更の概要
重点地区（一身田寺内町地区）の指定
- 3 効力の発生する日
平成 2 8 年 4 月 1 日
- 4 縦覧場所
津市西丸之内 2 3 番 1 号
津市役所都市計画部都市政策課

津市告示第 5 0 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、津市国民健康保険竹原診療所(巡回診療を含む。)における使用料及び手数料の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び津市会計規則第 1 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市国民健康保険竹原診療所(巡回診療を含む。)における使用料及び手数料の徴収に関する事務

受託者
大畑 美和子

- 2 委託期間

平成 2 8 年 3 月 2 5 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 5 1 号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）別表第 1 4 に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 1 4 に規定する法第 5 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 3 に定め、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下単に「登録建築物調査機関」という。）。ただし、登録建築物調査機関は業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者（以下「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 8 7 9 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

ウ 登録建築物調査機関（法人にあっては、その代表権を有する役員）

が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去２年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）

2 認定対象が１以外の場合 次のいずれかに該当する機関

- (1) 登録建築物調査機関。ただし、建築物関連事業者に支配されているものとして１(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。
- (2) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７７条の２第１項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第２ 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録建築物調査機関（建築物関連事業者に支配されているものとして第１の１(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。）が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関が、交付する品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（法第５４条第１項第１号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が１以外の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) １(1)に該当する書面
- (2) 第１の２(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

第３ 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号）の第１の１の１－２及び２の２－１ただし書きの規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される

外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

津市告示第 5 2 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）及び法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）別表第 1 5 に規定にする認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 1 5 に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 1 5 に規定する法第 3 0 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 1 5 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 5 に定め、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）

第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下単に「登録建築物調査機関」という。）。ただし、登録建築物調査機関は業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者（以下「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 8 7 9 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第 5 7 5 条第 1 項に

規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ウ 登録建築物調査機関(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機関」という。)

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関

- (1) 登録建築物調査機関。ただし、建築物関連事業者に支配されているものとして1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録建築物調査機関(建築物関連事業者に支配されているものとして第1の1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。)が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関が、交付する品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 1(1)に該当する書面
- (2) 第1の2(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録建築物調査機関（建築物関連事業者に支配されているものとして第1の1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。）

が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る施行規則第3条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証

(5) 登録住宅性能評価機関が、交付する品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 1(1)に該当する書面

(2) 第1の2(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 1(3)に該当する書面

(4) 1(4)に該当する書面

第4 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第8条第1項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げ

る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第1条第1項第二号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
- 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第一号ロの規定に基づく評価方法

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 2 2 2 番地

代表者 後 久 正 治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 山 朝 生 三重県津市安濃町安濃 1 2 3 0 番地 2
変更後	後 久 正 治 三重県津市安濃町安濃 1 2 2 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 2 月 2 8 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市告示第 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年津市告示第 1 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安東町鹿毛自治会

三重県津市安東町 1 8 4 1 番地 1

代表者 加藤 博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	林 光男 三重県津市安東町 1 7 9 6 番地 2
変更後	加藤 博 三重県津市安東町 1 8 4 1 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 6 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

戸島区自治会

三重県津市安濃町戸島 7 4 2 番地

代表者 中 川 勝 也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	稲 田 英 夫 三重県津市安濃町戸島 8 2 7 番地
変更後	中 川 勝 也 三重県津市安濃町戸島 7 4 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 1 3 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年津市告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西 1 0 5 3 番地

代表者 中 津 進

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮 田 三 郎 三重県津市安濃町川西 1 1 6 6 番地
変更後	中 津 進 三重県津市安濃町川西 1 0 5 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 2 月 2 8 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 2 9 8 番地 4

代表者 若 菜 明 則

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	豊 田 弘 一 三重県津市安濃町川西 1 4 1 6 番地
変更後	若 菜 明 則 三重県津市安濃町川西 2 9 8 番地 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 3 月 2 0 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 1 年津市告示第 6 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大塚区自治会

三重県津市安濃町大塚 5 4 1 番地 2

代表者 倉 田 雅 好

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	倉 田 則 文 三重県津市安濃町大塚 3 2 2 番地 2
変更後	倉 田 雅 好 三重県津市安濃町大塚 5 4 1 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 2 月 2 8 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 6 8 3	万町 7 号線	津市久居中町	
		津市久居万町	
1 8 0 0	羽野 6 号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
2 1 6 1	川口ハサマ 1 号線	津市白山町川口	
		津市白山町川口	
3 0 0 1	八十刈線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 0 0 2	八十刈池谷線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 0 0 3	親ノ垣内池谷線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 0 0 9	北谷葛谷線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 0 1 2	桜垣内線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 3 1 7	親保東谷線	津市白山町佐田	
		津市白山町三ヶ野	
4 1 2 2	奥佐田三ヶ野線	津市白山町佐田	
		津市白山町三ヶ野	
4 1 2 3	東大谷線	津市白山町佐田	
		津市白山町佐田	

津市告示第 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、道路法第 9 条の規定に基づき、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 3 0 7	小川園団地第 1 2 号線	津市栗真小川町	
		津市栗真小川町	
1 3 0 8	小川園団地第 1 3 号線	津市栗真小川町	
		津市栗真小川町	
3 8 9 1	河辺町第 1 3 0 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 2	河辺町第 1 3 1 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 3	河辺町第 1 3 2 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 4	河辺町第 1 3 3 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 5	河辺町第 1 3 4 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 6	河辺町第 1 3 5 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 7	河辺町第 1 3 6 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 8	河辺町第 1 3 7 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 8 9 9	河辺町第 1 3 8 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 0	河辺町第 1 3 9 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 1	河辺町第 1 4 0 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 2	河辺町第 1 4 1 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 3	河辺町第 1 4 2 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	

3 9 0 4	河辺町第 1 4 3 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 5	河辺町第 1 4 4 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 6	河辺町第 1 4 5 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 7	河辺町第 1 4 6 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 8	河辺町第 1 4 7 号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3 9 0 9	長岡町第 5 3 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3 9 1 0	長岡町第 5 4 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
5 5 3 1	奥青谷第 6 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 6 8	半田第 6 6 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 6 9	半田第 6 7 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 7 0	半田第 6 8 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 7 1	半田第 6 9 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 7 2	垂水第 6 9 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 7 3	藤方第 3 7 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 4 7 4	藤方第 3 8 号線	津市藤方	
		津市藤方	
7 4 4 8	雲出本郷町第 4 8 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	

7 4 4 9	雲出本郷町第 4 9 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	
7 4 5 0	雲出本郷町第 5 0 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	
7 4 5 1	高茶屋小森町第 5 5 号線	津市高茶屋一丁目	
		津市高茶屋一丁目	
2 5 1 6	野村 6 4 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 5 1 7	中町 1 7 号線	津市久居中町	
		津市久居中町	
2 5 1 8	東鷹跡 1 6 号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2 5 1 9	元町 5 4 号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2 5 2 0	小野辺 2 2 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2 5 2 1	小野辺 2 3 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2 5 2 2	小野辺 2 4 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2 5 2 3	小野辺 2 5 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2 5 8 1	一色石橋 1 号線	津市河芸町一色	
		津市河芸町一色	
8 0 5	南山ノ花 2 号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
8 0 6	愛宕町 2 号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
8 0 7	下毛田 3 号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	

8 0 8	下毛田 4 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
3 8 4 3	大塚 1 5 号線	津市安濃町大塚	
		津市安濃町大塚	
7 5 1 7	八太 5 1 1 号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
7 5 1 8	庄村 5 0 6 号線	津市一志町庄村	
		津市一志町庄村	
8 0 7 3	田尻 3 7 1 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
8 0 7 4	田尻 3 7 2 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
8 0 7 5	田尻 3 7 3 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
1 3 0 9	江戸橋第 2 8 号線	津市江戸橋一丁目	
		津市江戸橋一丁目	
1 3 1 0	江戸橋第 2 9 号線	津市江戸橋一丁目	
		津市江戸橋一丁目	
7 4 5 2	高茶屋小森山第 3 9 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 5 3	高茶屋小森山第 4 0 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
2 5 2 4	西鷹跡 2 3 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
6 4 7 5	藤方第 3 9 号線	津市藤方	
		津市藤方	
2 5 2 5	寺町烏木 1 号線	津市久居寺町	
		津市久居烏木町	
2 5 2 6	新町 8 8 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	

2 5 2 7	新町 8 9 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2 5 2 8	新町 9 0 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2 5 2 9	新町 9 1 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
3 3 1 9	北谷葛谷線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
3 3 2 0	親保東谷線	津市白山町三ヶ野	
		津市白山町三ヶ野	
7 0 8 6	大廣長佐間線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	

津市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
1 3 0 7	小川園団地第 1 2 号線	津市栗真小川町字中沢 8 0 6 番 1 から	90.9 m
		津市栗真小川町字中沢 8 6 3 番 9 まで	6m ~ 9.6m
1 3 0 8	小川園団地第 1 3 号線	津市栗真小川町字中沢 8 5 4 番 1 0 から	34.3 m
		津市栗真小川町字中沢 7 9 5 番 3 まで	6m ~ 12.9m
3 8 9 1	河辺町第 1 3 0 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 1 から	89.6 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 4 番 9 まで	14m ~ 21m
3 8 9 2	河辺町第 1 3 1 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 6 番 5 から	596.3 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 7 番 1 まで	6m ~ 15.8m
3 8 9 3	河辺町第 1 3 2 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 0 から	60.3 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 5 番 4 まで	6m ~ 18m
3 8 9 4	河辺町第 1 3 3 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 から	135.5 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 0 まで	6m ~ 13.9m
3 8 9 5	河辺町第 1 3 4 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 8 から	61.1 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 5 まで	6m ~ 13m
3 8 9 6	河辺町第 1 3 5 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 2 番 5 から	53.5 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 4 まで	6m ~ 14.9m
3 8 9 7	河辺町第 1 3 6 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 3 番 4 から	39.9 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 3 番 6 まで	6m ~ 13.1m
3 8 9 8	河辺町第 1 3 7 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 4 番 4 から	39.6 m
		津市河辺町字池尻 3 5 9 4 番 6 まで	6m ~ 13.3m
3 8 9 9	河辺町第 1 3 8 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 から	81.1 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 3 番 6 まで	6.1m ~ 13.7m
3 9 0 0	河辺町第 1 3 9 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 1 から	165.8 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 まで	6m ~ 13.2m

3 9 0 1	河辺町第 1 4 0 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 2 番 8 から	168.1 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 1 番 1 0 まで	6m ~ 13.1m
3 9 0 2	河辺町第 1 4 1 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 1 番 6 から	30.3 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 1 番 5 まで	6m ~ 13m
3 9 0 3	河辺町第 1 4 2 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 3 番 4 から	29.6 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 3 番 3 まで	6m ~ 13.2m
3 9 0 4	河辺町第 1 4 3 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 7 番 3 から	119.3 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 5 番 5 まで	6m ~ 13.4m
3 9 0 5	河辺町第 1 4 4 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 5 番 6 から	63.2 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 5 番 1 0 まで	6m ~ 13.1m
3 9 0 6	河辺町第 1 4 5 号線	津市河辺町字池尻 3 6 0 2 番 2 から	149.1 m
		津市河辺町字池尻 3 5 8 8 番 6 まで	6m ~ 13.1m
3 9 0 7	河辺町第 1 4 6 号線	津市河辺町字石立 1 3 4 0 番 2 3 から	174.3 m
		津市河辺町字石立 1 3 4 0 番 6 まで	6m ~ 14.4m
3 9 0 8	河辺町第 1 4 7 号線	津市河辺町字石立 1 3 4 0 番 1 1 から	10.6 m
		津市河辺町字石立 1 3 4 0 番 1 0 まで	6m ~ 9.5m
3 9 0 9	長岡町第 5 3 号線	津市長岡町字小山田 1 2 1 3 番 1 から	75 m
		津市長岡町字小山田 1 2 1 3 番 1 1 まで	5m ~ 13.3m
3 9 1 0	長岡町第 5 4 号線	津市長岡町字小山田 1 2 1 3 番 1 7 から	78 m
		津市長岡町字小山田 1 2 1 3 番 2 7 まで	6m ~ 16.7m
5 5 3 1	奥青谷第 6 号線	津市半田字奥青谷 3 4 2 4 番 6 6 から	65.3 m
		津市半田字奥青谷 3 4 2 1 番 1 5 まで	6m ~ 10.6m
6 4 6 8	半田第 6 6 号線	津市半田字稗原 5 6 0 番 1 か ら	50.4 m
		津市半田字稗原 5 6 0 番 6 ま で	6m ~ 13.1m
6 4 6 9	半田第 6 7 号線	津市半田字笠取 1 1 5 7 番 2 から	339 m
		津市半田字笠取 1 1 5 7 番 4 5 まで	6m ~ 12.8m

6 4 7 0	半田第 6 8 号線	津市半田字笠取 1 1 5 7 番 1 5 から	57.3 m
		津市半田字笠取 1 1 5 7 番 1 9 まで	6m ~ 13.1m
6 4 7 1	半田第 6 9 号線	津市半田字笠取 1 1 5 7 番 2 5 から	60.7 m
		津市半田字笠取 1 1 5 7 番 2 9 まで	6m ~ 13.4m
6 4 7 2	垂水第 6 9 号線	津市垂水字丸山 2 9 8 番 7 から	20 m
		津市垂水字丸山 2 9 8 番 1 まで	6m ~ 14m
6 4 7 3	藤方第 3 7 号線	津市藤方字茨ク子 1 9 8 6 番 1 から	41.3 m
		津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 7 まで	6m ~ 10.7m
6 4 7 4	藤方第 3 8 号線	津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 8 から	7.6 m
		津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 9 まで	6.1m ~ 7.3m
7 4 4 8	雲出本郷町第 4 8 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 2 から	227.7 m
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 2 6 まで	5m ~ 15.9m
7 4 4 9	雲出本郷町第 4 9 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 3 2 から	61.5 m
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 3 3 まで	5m ~ 15.7m
7 4 5 0	雲出本郷町第 5 0 号線	津市雲出本郷町字町屋 1 2 3 0 番 8 から	19 m
		津市雲出本郷町字町屋 1 2 3 0 番 8 まで	5.5m ~ 16.7m
7 4 5 1	高茶屋小森町第 5 5 号線	津市高茶屋一丁目 4 8 6 番 6 から	85.8 m
		津市高茶屋一丁目 4 8 6 番 1 0 まで	6m ~ 9.5m
2 5 1 6	野村 6 4 号線	津市久居野村町字屋敷 5 5 9 番 1 から	19.4 m
		津市久居野村町字屋敷 5 5 9 番 6 まで	4.1m ~ 8m
2 5 1 7	中町 1 7 号線	津市久居中町 7 2 番 5 から	51.1 m
		津市久居中町 7 2 番 9 まで	6m ~ 13.2m
2 5 1 8	東鷹跡 1 6 号線	津市久居東鷹跡町 3 1 0 番 1 4 から	31.3 m
		津市久居東鷹跡町 3 1 0 番 1 5 まで	4.1m ~ 7.1m
2 5 1 9	元町 5 4 号線	津市久居元町字見地 1 7 5 7 番 1 3 から	198.7 m
		津市久居元町字東出 1 9 6 7 番 7 まで	6m ~ 13.8m

2 5 2 0	小野辺 2 2 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 6 3 番 5 から	235.5 m
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 8 まで	6m ~ 12.9m
2 5 2 1	小野辺 2 3 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 8 から	29.3 m
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 1 1 まで	6m ~ 13.2m
2 5 2 2	小野辺 2 4 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 1 2 から	127.2 m
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 2 0 まで	4.4m ~ 14.3m
2 5 2 3	小野辺 2 5 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 2 6 から	19.5 m
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 3 0 まで	6m ~ 14.5m
2 5 8 1	一色石橋 1 号線	津市河芸町一色字石橋 3 4 番 1 1 から	45.8 m
		津市河芸町一色字石橋 3 4 番 8 まで	6.1m ~ 13.7m
8 0 5	南山ノ花 2 号線	津市芸濃町椋本字南山ノ花 2 7 2 7 番 1 2 から	79 m
		津市芸濃町椋本字南山ノ花 2 7 2 7 番 8 まで	6m ~ 9.9m
8 0 6	愛宕町 2 号線	津市芸濃町椋本字愛宕町 7 1 3 番 1 2 から	49.6 m
		津市芸濃町椋本字愛宕町 7 1 3 番 1 6 まで	6m ~ 13.1m
8 0 7	下モ田 3 号線	津市芸濃町椋本字下モ田 3 1 3 4 番 1 から	71.6 m
		津市芸濃町椋本字下モ田 3 1 3 4 番 7 まで	6m ~ 13.3m
8 0 8	下モ田 4 号線	津市芸濃町椋本字下モ田 3 1 3 5 番 5 から	84.9 m
		津市芸濃町椋本字下モ田 3 1 3 5 番 1 まで	6m ~ 13.2m
3 8 4 3	大塚 1 5 号線	津市安濃町大塚字向山 4 8 7 番 1 から	67 m
		津市安濃町大塚字向山 4 8 7 番 1 2 まで	6m ~ 11.5m
7 5 1 7	八太 5 1 1 号線	津市一志町八太字鮫 1 6 6 7 番 1 5 から	88.6 m
		津市一志町八太字鮫 1 6 6 7 番 1 0 まで	6m ~ 13.4m
7 5 1 8	庄村 5 0 6 号線	津市一志町庄村字北加茂 4 2 4 番 1 1 から	155.9 m
		津市一志町庄村字北加茂 4 2 4 番 2 3 まで	6m ~ 13.1m
8 0 7 3	田尻 3 7 1 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 3 1 番 3 から	60.4 m
		津市一志町田尻字上ノ 3 3 1 番 1 まで	6m ~ 13.8m

8 0 7 4	田尻 3 7 2 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 4 6 番 5 7 から	129.6 m
		津市一志町田尻字上ノ 3 4 6 番 5 0 まで	6m ~ 17m
8 0 7 5	田尻 3 7 3 号線	津市一志町田尻字川田 6 1 2 番 2 0 から	89.8 m
		津市一志町田尻字川田 6 1 2 番 2 4 まで	6m ~ 9.7m
1 3 0 9	江戸橋第 2 8 号線	津市江戸橋一丁目 1 番 1 6 から	27.3 m
		津市江戸橋一丁目 1 番 1 5 まで	4m ~ 4m
1 3 1 0	江戸橋第 2 9 号線	津市江戸橋一丁目 1 番 2 0 から	27.9 m
		津市江戸橋一丁目 1 番 1 9 まで	4m ~ 4m
7 4 5 2	高茶屋小森山第 3 9 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 1 6 から	59 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 3 5 まで	3.5m ~ 10m
7 4 5 3	高茶屋小森山第 4 0 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 2 0 から	118 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 2 番 2 1 まで	3.8m ~ 4.7m
2 5 2 4	西鷹跡 2 3 号線	津市久居西鷹跡町 5 8 8 番 2 から	47.6 m
		津市久居西鷹跡町 5 8 8 番 6 まで	4m ~ 5.2m
6 4 7 5	藤方第 3 9 号線	津市藤方字亀ノ越 8 2 9 番から	215 m
		津市藤方字亀ノ越 7 8 9 番 2 まで	4.8m ~ 16.9m
2 5 2 5	寺町烏木 1 号線	津市久居寺町 1 2 2 1 番 5 から	701 m
		津市久居烏木町 4 7 6 番 1 まで	3m ~ 9.2m
2 5 2 6	新町 8 8 号線	津市久居新町 2 8 8 6 番 2 から	85 m
		津市久居新町 1 1 2 5 番 4 まで	4m ~ 6m
2 5 2 7	新町 8 9 号線	津市久居新町 1 1 2 1 番 1 から	95 m
		津市久居新町 1 1 0 8 番 2 まで	3m ~ 4m
2 5 2 8	新町 9 0 号線	津市久居新町 1 0 9 3 番 1 から	65 m
		津市久居新町 1 1 1 0 番 3 まで	3m ~ 3m
2 5 2 9	新町 9 1 号線	津市久居新町 7 0 2 番 3 から	205 m
		津市久居新町 1 0 7 8 番 1 0 まで	3m ~ 3.7m

3 3 1 9	北谷葛谷線	津市白山町三ヶ野字北谷 3 3 3 8 番 4 から	1301.8 m
		津市白山町三ヶ野字栗ノ木廣 3 1 3 5 番まで	1.5m ~ 5.5m
3 3 2 0	親保東谷線	津市白山町三ヶ野字雨越 4 0 2 7 番から	603.3 m
		津市白山町三ヶ野字親垣内 3 9 2 2 番まで	2m ~ 2.3m
7 0 8 6	大廣長佐間線	津市美杉町下之川字大廣 3 5 4 1 番 4 から	531 m
		津市美杉町下之川字長佐間 4 0 4 5 番まで	9.5m ~ 30m

津市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
1 3 0 7	小川園団地第 1 2 号線	津市栗真小川町字中沢 8 0 6 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市栗真小川町字中沢 8 6 3 番 9 まで	
1 3 0 8	小川園団地第 1 3 号線	津市栗真小川町字中沢 8 5 4 番 1 0 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市栗真小川町字中沢 7 9 5 番 3 まで	
3 8 9 1	河辺町第 1 3 0 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 8 4 番 9 まで	
3 8 9 2	河辺町第 1 3 1 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 6 番 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 8 7 番 1 まで	
3 8 9 3	河辺町第 1 3 2 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 0 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 5 番 4 まで	
3 8 9 4	河辺町第 1 3 3 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 0 番 1 0 まで	
3 8 9 5	河辺町第 1 3 4 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 8 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 5 まで	
3 8 9 6	河辺町第 1 3 5 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 2 番 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 1 番 4 まで	
3 8 9 7	河辺町第 1 3 6 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 3 番 4 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 3 番 6 まで	
3 8 9 8	河辺町第 1 3 7 号線	津市河辺町字池尻 3 5 9 4 番 4 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 9 4 番 6 まで	
3 8 9 9	河辺町第 1 3 8 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 8 3 番 6 まで	
3 9 0 0	河辺町第 1 3 9 号線	津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河辺町字池尻 3 5 8 0 番 1 まで	

3901	河辺町第140号線	津市河辺町字池尻3582番 8から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3581番 10まで	
3902	河辺町第141号線	津市河辺町字池尻3581番 6から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3581番 5まで	
3903	河辺町第142号線	津市河辺町字池尻3583番 4から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3583番 3まで	
3904	河辺町第143号線	津市河辺町字池尻3587番 3から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3585番 5まで	
3905	河辺町第144号線	津市河辺町字池尻3585番 6から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3585番 10まで	
3906	河辺町第145号線	津市河辺町字池尻3602番 2から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字池尻3588番 6まで	
3907	河辺町第146号線	津市河辺町字石立1340番 23から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字石立1340番 6まで	
3908	河辺町第147号線	津市河辺町字石立1340番 11から	平成28年 4月1日
		津市河辺町字石立1340番 10まで	
3909	長岡町第53号線	津市長岡町字小山田1213 番1から	平成28年 4月1日
		津市長岡町字小山田1213 番11まで	
3910	長岡町第54号線	津市長岡町字小山田1213 番17から	平成28年 4月1日
		津市長岡町字小山田1213 番27まで	
5531	奥青谷第6号線	津市半田字奥青谷3424番 66から	平成28年 4月1日
		津市半田字奥青谷3421番 15まで	
6468	半田第66号線	津市半田字稗原560番1か ら	平成28年 4月1日
		津市半田字稗原560番6ま で	
6469	半田第67号線	津市半田字笠取1157番2 から	平成28年 4月1日
		津市半田字笠取1157番4 5まで	

6 4 7 0	半田第 6 8 号線	津市半田字笠取 1 1 5 7 番 1 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市半田字笠取 1 1 5 7 番 1 9 まで	
6 4 7 1	半田第 6 9 号線	津市半田字笠取 1 1 5 7 番 2 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市半田字笠取 1 1 5 7 番 2 9 まで	
6 4 7 2	垂水第 6 9 号線	津市垂水字丸山 2 9 8 番 7 か ら	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市垂水字丸山 2 9 8 番 1 ま で	
6 4 7 3	藤方第 3 7 号線	津市藤方字茨ク子 1 9 8 6 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 7 まで	
6 4 7 4	藤方第 3 8 号線	津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 8 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市藤方字茨ク子 1 9 8 5 番 9 まで	
7 4 4 8	雲出本郷町第 4 8 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 2 6 まで	
7 4 4 9	雲出本郷町第 4 9 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 3 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 2 3 番 3 3 まで	
7 4 5 0	雲出本郷町第 5 0 号線	津市雲出本郷町字町屋 1 2 3 0 番 8 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字町屋 1 2 3 0 番 8 まで	
7 4 5 1	高茶屋小森町第 5 5 号線	津市高茶屋一丁目 4 8 6 番 6 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市高茶屋一丁目 4 8 6 番 1 0 まで	
2 5 1 6	野村 6 4 号線	津市久居野村町字屋敷 5 5 9 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字屋敷 5 5 9 番 6 まで	
2 5 1 7	中町 1 7 号線	津市久居中町 7 2 番 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居中町 7 2 番 9 まで	
2 5 1 8	東鷹跡 1 6 号線	津市久居東鷹跡町 3 1 0 番 1 4 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居東鷹跡町 3 1 0 番 1 5 まで	
2 5 1 9	元町 5 4 号線	津市久居元町字見地 1 7 5 7 番 1 3 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居元町字東出 1 9 6 7 番 7 まで	

2 5 2 0	小野辺 2 2 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 6 3 番 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 8 まで	
2 5 2 1	小野辺 2 3 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 8 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 1 1 まで	
2 5 2 2	小野辺 2 4 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 1 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 2 0 まで	
2 5 2 3	小野辺 2 5 号線	津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 2 6 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居小野辺町字東花領下 1 7 4 8 番 3 0 まで	
2 5 8 1	一色石橋 1 号線	津市河芸町一色字石橋 3 4 番 1 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市河芸町一色字石橋 3 4 番 8 まで	
8 0 5	南山ノ花 2 号線	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 2 7 番 1 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 2 7 番 8 まで	
8 0 6	愛宕町 2 号線	津市芸濃町棕本字愛宕町 7 1 3 番 1 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字愛宕町 7 1 3 番 1 6 まで	
8 0 7	下毛田 3 号線	津市芸濃町棕本字下毛田 3 1 3 4 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字下毛田 3 1 3 4 番 7 まで	
8 0 8	下毛田 4 号線	津市芸濃町棕本字下毛田 3 1 3 5 番 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字下毛田 3 1 3 5 番 1 まで	
3 8 4 3	大塚 1 5 号線	津市安濃町大塚字向山 4 8 7 番 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市安濃町大塚字向山 4 8 7 番 1 2 まで	
7 5 1 7	八太 5 1 1 号線	津市一志町八太字鮫 1 6 6 7 番 1 5 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市一志町八太字鮫 1 6 6 7 番 1 0 まで	
7 5 1 8	庄村 5 0 6 号線	津市一志町庄村字北加茂 4 2 4 番 1 1 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市一志町庄村字北加茂 4 2 4 番 2 3 まで	
8 0 7 3	田尻 3 7 1 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 3 1 番 3 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市一志町田尻字上ノ 3 3 1 番 1 まで	

8 0 7 4	田尻 3 7 2 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 4 6 番 5 7 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市一志町田尻字上ノ 3 4 6 番 5 0 まで	
8 0 7 5	田尻 3 7 3 号線	津市一志町田尻字川田 6 1 2 番 2 0 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市一志町田尻字川田 6 1 2 番 2 4 まで	
1 3 0 9	江戸橋第 2 8 号線	津市江戸橋一丁目 1 番 1 6 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市江戸橋一丁目 1 番 1 5 まで	
1 3 1 0	江戸橋第 2 9 号線	津市江戸橋一丁目 1 番 2 0 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市江戸橋一丁目 1 番 1 9 まで	
7 4 5 2	高茶屋小森山第 3 9 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 1 6 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 3 5 まで	
7 4 5 3	高茶屋小森山第 4 0 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 0 番 2 0 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 2 番 2 1 まで	
2 5 2 4	西鷹跡 2 3 号線	津市久居西鷹跡町 5 8 8 番 2 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市久居西鷹跡町 5 8 8 番 6 まで	
6 4 7 5	藤方第 3 9 号線	津市藤方字亀ノ越 8 2 9 番から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市藤方字亀ノ越 7 8 9 番 2 まで	
3 3 1 9	北谷葛谷線	津市白山町三ヶ野字北谷 3 3 3 8 番 4 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市白山町三ヶ野字栗ノ木廣 3 1 3 5 番まで	
3 3 2 0	親保東谷線	津市白山町三ヶ野字雨越 4 0 2 7 番から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市白山町三ヶ野字親垣内 3 9 2 2 番まで	
7 0 8 6	大廣長佐間線	津市美杉町下之川字大廣 3 5 4 1 番 4 から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市美杉町下之川字長佐間 4 0 4 5 番まで	

津市告示第 6 3 号

津市農業共済家畜共済掛金率を津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 6 3 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済目的の種類	死 廃 ・ 病 傷 の 別	危険段階 区 分	危険指数	危険段階共済 掛金標準率等 （ % ）
乳用成牛	死 廃	1	2.000	14.430
		2	1.580	11.400
		3	1.000	7.215
		共済掛金標準率		8.266
	病 傷	1	1.143	13.303
		2	1.024	11.918
		3	1.000	11.639
		共済掛金標準率		12.946
肥育用成牛	死 廃	1	2.000	1.145
		2	1.000	0.573
		共済掛金標準率		0.583
	病 傷	1	2.800	2.658
		2	1.892	1.796
		3	1.000	0.949
		共済掛金標準率		1.793

適用 この危険段階共済掛金標準率等は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後、共済掛金期間の開始するものから適用する。

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○	○ ○ ○	差押調書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書(謄本) 配当計
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	算書(謄本) 及び充当通
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第 3 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 8 年 3 月 9 日

2 抑留期間 平成 2 8 年 3 月 1 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市寿町	コーギー	茶白	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 3 月 1 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居西鷹跡町494番3ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 阿部俊則

津市公告第 36 号

三重県知事による津都市計画公園事業の事業認可の公告があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市公園事業
4・4・4 号岩田池公園
- 2 施行者の名称
津 市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内 23 番 1 号
- 4 事業地の所在
津市岩田 33 番地

津市公告第 37 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 4・4・4 号岩田池公園の事業認可にかかる図書の写しの送付があったので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内 23 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 38 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 28 年 3 月 23 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字犬塚5番、6番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県足柄上郡松田町寄121番地
奥山 源一郎

津市公告第 3 9 号

三重短期大学附属図書館情報システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

- (1) 業務名 三重短期大学附属図書館情報システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務委託
- (2) 履行期間 平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 3 3 年 9 月 3 0 日まで
- (3) 提案上限額 2 4 , 6 6 6 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない額）

内訳

図書館情報システム機器等賃貸借 1 8 , 3 4 8 , 0 0 0 円

図書館情報システム保守・サポート業務 6 , 3 1 8 , 0 0 0 円

消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、代表事業者と他の事業者（いずれか 1 者は津市に本店又は支店等を有すること）とのコンソーシアム方式による事業体（以下「共同の事業体」という。）とする。

ただし、単独事業体においては、以下の参加資格要件をすべて満たすこととし、共同の事業体においては、代表事業者が以下の参加資格要件のすべてを満たすとともに、代表事業者以外の事業者は、以下の(1)から(7)の参加資格要件を満たすこととする。

- (1) 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

- イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
 - オ 津市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
 - カ 津市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類
 - キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の

申し立てがなされている者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 本企画提案公告日を起点として過去 10 年以内に本学と同規模、またはそれ以上の規模を有する大学もしくは短期大学の附属図書館情報システムの導入完了実績を有すること。

三重短期大学附属図書館基礎数値一覧（平成 27 年 12 月末現在）

登録蔵書数	約 90,000 件
書誌データ	約 95,000 件
内 洋書データ	約 4,500 件
年間受入冊数	約 2,000 冊
年間貸出冊数	約 7,000 冊
登録者数	約 700 人
4 月一括登録者数	約 400 人

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	平成 28 年 3 月 29 日（火）
実施要領等の配布	平成 28 年 3 月 29 日（火）から 4 月 18 日（月）午後 3 時まで
質問書の受付	平成 28 年 3 月 29 日（火）から 4 月 11 日（月）午後 3 時まで
質問書の回答期限	平成 28 年 4 月 12 日（火）
参加表明書提出期限	平成 28 年 4 月 18 日（月）午後 3 時まで
提案書提出期限	平成 28 年 4 月 18 日（月）午後 3 時まで
第 1 次審査（書面審査）	平成 28 年 4 月 19 日（火）
第 1 次審査結果通知	平成 28 年 4 月 19 日（火）

第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成２８年４月２５日（月）午後
審査結果通知	平成２８年４月２５日（月）以降速やかに

４ 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

５ 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、三重短期大学附属図書館情報システムの更新、運用業務等プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

６ 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

７ その他

本プロポーザルに関する詳細は、「三重短期大学附属図書館情報システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市立三重短期大学附属図書館

電話 ０５９－２３２－２３４１（代）

FAX ０５９－２３２－９６４７（代）

津市公告第 4 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 3 月 2 2 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 3 月 3 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市新町	雑種	茶	オス	中	9 1 日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 4 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 8 年 3 月 2 3 日

2 抑留期間 平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市久居北 口町	雑種	黒	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 4 2 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区 域	供用開始の期日
コモンヒルズ西鷹 跡公園	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番地 6 1	別 図 の とおり	平成 2 8 年 3 月 3 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市公告第 4 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 5 第 1 項の規定により、津市森林整備計画を樹立したので、同法第 1 0 条の 5 第 1 0 項の規定により次のとおり公告し、当該森林計画を平成 2 8 年 3 月 3 0 日から平成 2 8 年 4 月 2 9 日まで公衆の縦覧に供します。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市森林整備計画の縦覧場所
津市農林水産部林業振興室

津市公告第 4 4 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

り、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により申出してください。

津市公告第 4 5 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 保護日 平成 2 8 年 3 月 2 5 日
2 保護期間 平成 2 8 年 4 月 1 日まで

番号	保護した場所	動物種 及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市藤方	猫（雑種）	グ レ ー	雌	中	91 日 以 上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成 19 年津市訓令第 8 号、平成 19 年津市水道事業管理規程第 5 号、平成 19 年津市教育委員会訓令第 1 号、平成 19 年津市選挙管理委員会告示第 128 号、平成 19 年津市農業委員会告示第 1 号、平成 19 年津市監査委員告示第 9 号、平成 19 年津市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市水道水源保護条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市水道水源保護条例施行規程等の一部を改正する規程

(津市水道水源保護条例施行規程の一部改正)

第 1 条 津市水道水源保護条例施行規程 (平成 1 9 年津市水道事業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 号様式から第 7 号様式までの規定中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

(津市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第 2 条 津市公共下水道条例施行規程 (平成 2 7 年津市上下水道事業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 号様式 (乙) 、第 1 3 号様式、第 2 2 号様式 (乙) 、第 2 3 号様式 (乙) 及び第 2 4 号様式 (乙) 中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

第 2 5 号様式中「 3 0 日」を「 3 箇月」に改める。

第 2 7 号様式及び第 2 9 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

(津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第 3 条 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 (平成 2 7 年津市上下水道事業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中

「 3 この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

を

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

「 1 負担金の場合

- 3 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金の場合

- 3 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。」

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

第3号様式その1(4)及び第3号様式その2(3)中

- 「 この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

「 1 負担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴え

を提起することができます。

」

改める。

第4号様式、第6号様式、第8号様式、第10号様式及び第12号様式中

「 この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

を

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

」

「 1 負担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

に

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

第15号様式中

「・不服申立て

負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

を

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

「・不服がある場合

1 負担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、

津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金の場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。に

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」

改める。

（津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部改正）

第4条 津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第7号様式中「30日」を「3箇月」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

津市上下水道事業告示第 18 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 17 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
東海ハウス設備株式会社	津市東丸之内 17 番 8 号	平成 28 年 3 月 9 日

津市上下水道事業告示第 19 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社未来開発	津市庄田町 1432 番地	平成 28 年 3 月 24 日

津市上下水道事業公告第4号

三重県知事による津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年 3月31日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び
安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道

2 施工者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市殿村5番地

4 事業施行の期間

平成10年3月17日から平成33年3月31日まで

5 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

変更なし

津市上下水道事業公告第 5 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

平成 28 年 3 月 31 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市火災等予防査察規程及び津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市火災等予防査察規程及び津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

(津市火災等予防査察規程の一部改正)

第 1 条 津市火災等予防査察規程 (平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条関係）

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名）
〔津市消防長
津市（名称）消防署長〕

資 料 提 出 命 令 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第 条第 項の規定に基づき、次のとおり命じます。
なお、この命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

命令事項

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。
また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第11条関係）

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 

〔津市消防長
津市（名称）消防署長〕

報 告 徴 収 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第 条第 項の規定に基づき、次の事項を 年 月 日までに文書をもって報告するよう要求します。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

命令事項

教示 この徴収書に不服がある場合は、この徴収書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この徴収書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(津市消防違反処理規程の一部改正)

第 2 条 津市消防違反処理規程 (平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) 第 5 7 条第 1 項及び第 2 項」を「行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) 第 8 2 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 5 号様式の 2 中「 6 0 日以内に」を「 3 箇月以内に、」に改める。

第 5 号様式の 3 中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 5 号様式の 4 中「津市消防長 (津市 (名称) 消防署長) 」を「津市長」に改める。

第 5 号様式の 5 中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「津市消防長 (津市 (名称) 消防署長) 」を「津市長」に改める。

第 6 号様式及び第 7 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 8 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

第 1 0 号様式から第 1 2 号様式までの規定中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改め、「 (異議申立て) 」を削る。

第 1 7 号様式中「 6 0 日」を「 3 箇月」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 3 号

消防本部

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令を廃止する訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 5 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成 19 年津市訓令第 8 号、平成 19 年津市水道事業管理規程第 5 号、平成 19 年津市教育委員会訓令第 1 号、平成 19 年津市選挙管理委員会告示第 128 号、平成 19 年津市農業委員会告示第 1 号、平成 19 年津市監査委員告示第 9 号、平成 19 年津市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号を次のように改める。

(10) 法令又は条例に基づく附属機関等の委員等を委嘱し、又は任命すること。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市教育
委員会規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

津市北口教育集会所	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで	を
津市木造教育集会所		
津市下村教育集会所		
津市森教育集会所		
津市明神教育集会所		
津市榊原上教育集会所		
津市桃園教育集会所	無休	
津市北岡本教育集会所		
津市新田教育集会所		
津市青木団地教育集会所		
津市殿町教育集会所		

津市北口教育集会所	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで	に
津市下村教育集会所		
津市森教育集会所		
津市明神教育集会所		
津市榊原上教育集会所		
津市桃園教育集会所		
津市新田教育集会所	無休	
津市青木団地教育集会所		

津市殿町教育集会所	
-----------	--

改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成 19 年津市訓令第 8 号、平成 19 年津市水道事業管理規程第 5 号、平成 19 年津市教育委員会訓令第 1 号、平成 19 年津市選挙管理委員会告示第 128 号、平成 19 年津市農業委員会告示第 1 号、平成 19 年津市監査委員告示第 9 号、平成 19 年津市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成28年3月23日

津市教育委員会

委員長 庄 山 昭 子

- 1 招集の日時 平成28年3月24日(木) 午後3時から
- 2 招集の場所 大会議室B
- 3 会議の事件
 - (1) 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について
 - (2) 平成28年度津市学校教育推進計画について
 - (3) 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について
 - (4) 津市社会教育委員の辞任について
 - (5) 津市指定文化財の指定について

津市教育委員会告示第 5 号

津市文化財保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 5 号）第 5 条第 1 項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

種別	名称	員数	所在地	所有者
書跡・ 典籍	紺紙金銀字千手陀羅尼經	1 卷	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
書跡・ 典籍	紺紙金字妙法蓮華經	8 卷	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 職貢図	1 卷	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 釈迦十六善神像	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 尊勝曼荼羅図	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 五大尊像	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 不動明王像	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 高野四社明神像	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄
絵画	絹本著色 大隨求菩薩像	1 幅	津市大門 32 番 19 号	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

津市訓令第 2 号

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 5 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成 19 年津市訓令第 8 号、平成 19 年津市水道事業管理規程第 5 号、平成 19 年津市教育委員会訓令第 1 号、平成 19 年津市選挙管理委員会告示第 128 号、平成 19 年津市農業委員会告示第 1 号、平成 19 年津市監査委員告示第 9 号、平成 19 年津市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「津市白銀環境清掃センター」を「津市リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市公平委員会委員長 西川 源誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第 2 条第 1 項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第 2 項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第 4 条第 1 項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第 2 章 不服申立て」を「第 2 章 審査請求」に改める。

第 5 条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 9 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 6 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 7 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 13 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 14 条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 15 条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第 1 項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第 2 項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「判定」を「裁決」に改め、同条第 3 項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第 16 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 17 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、同条第 2 項並びに同条第 4 項第 2 号中「判定」を「裁決」に改める。

第 21 条第 1 項中「判定」を「裁決」に改める。

第 23 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市再就職者による依頼等の届出に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 29 日

津市公平委員会委員長 西川 源誌

津市公平委員会規則第 2 号

津市再就職者による依頼等の届出に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）による同条第 7 項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、再就職者による依頼等の届出に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

（宛先）津市公平委員会委員長

地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな)(氏 名	(印	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
所属		職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)(氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

公平委員会記入欄
受理番号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 3 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「	白銀環境清掃センター	所長	
	安芸・津衛生センター	所長	を
	保育園	園長	
」			

「	リサイクルセンター	所長	
	安芸・津衛生センター	所長	
	クリーンセンターくもず	所長	に
	一般廃棄物最終処分場	所長	
	保育園	園長	
」			

改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

津市固定資産評価審査委員会
委員長 降 籬 道 男

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

津市固定資産評価審査委員会規程（平成 1 8 年津市固定資産評価審査委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条中「保存し、関係者の閲覧に供する」を「保存する」に改める。

別記 2 2 の項の次に次のように加える。

2 2 の 2	閲覧等申請書	第 8 条第 3 項
---------	--------	------------

別記 2 3 の項中「閲覧許可（不許可）通知書」を「閲覧等許可（不許可）通知書」に改める。

第 2 2 号様式を次のように改める。

第 2 2 号様式（第 8 条関係）

閲 覧 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市固定資産評価審査委員会

	住 所	
	氏 名	印
申請人	審査申 出人と の関係	

地方税法第 4 3 3 条第 1 0 項の規定により、次のとおり閲覧の申請をします。

閲覧を申請する内容

第 2 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2 2 号様式の 2 (第 8 条関係)

閱 覧 等 申 請 書

年 月 日

(宛先) 津市固定資産評価審査委員会

住 所
氏 名 印
申請人 審査申
出人と
の関係

地方税法第 4 3 3 条第 1 1 項において読み替えて準用する行政不服審査法第
3 8 条第 1 項の規定により次のとおり 閱 覧 の申請をします。
写し等の交付

閱覧等を申請 す る 内 容	
交 付 の 方 法 (写し等の交 付の申請の場 合に限る。)	

第 2 3 号様式中「閲覧許可（不許可）通知書」を「閲覧等許可（不許可）通知書」に、「閲覧申請」を「閲覧等申請」に、「閲覧日時」を「閲覧等を実施する日時」に、「閲覧場所」を「閲覧等を実施する場所」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。